

第1章 はじめに

都市における緑は、都市環境の改善（CO₂削減、ヒートアイランドの軽減など）や調和のとれた景観の形成、生活の質の向上（安らぎ、癒し、季節感）、健康・レクリエーションの場、都市の防災機能の向上など、多種多様な役割を担っている。名古屋市においては、緑のまちづくり条例を制定し、緑化地域制度の活用や保存樹木等の指定、愛護会・NPO 法人など市民団体との協働などにより、緑の保全や創出に取り組んでいるが、平成17年の緑被率が平成2年に比べて5ポイント減少するなど、緑の減少が続いている。

さて、ここで世界に目を移してみると、国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）が平成21年12月7日から18日までの2週間にわたり、デンマークの首都コペンハーゲンで開催され、日本は、2020年までに1990年比25%の温室効果ガス削減目標を表明したが、先進国と途上国の利害が複雑に絡み合い、今回の会議の最も重要な課題だった「法的な拘束力を持った削減目標を定めた新たな議定書」の採択も先送りされた。そのような中でも、緑の保全・創出は、地球温暖化の解消に繋がる一つの重要な要素であることは間違いない。

しかし、本研究は、そのような地球レベルの課題解決を大上段に振りかざすのではなく、名古屋市民として、身近な緑をいかに守り、増やしていくかという視点で、地域に根ざした研究に心掛けた。

具体的には、

- ・市民から募集した「わたしの好きなまちの緑」の写真の整理・分析を行う。
- ・緑の保全や創出に関する市民団体、個人などの取り組みや先進事例等について実地調査する。
- ・民有地の緑を増やす方策やカギとなる市民の関わり方を探る。

これらの項目について市民研究という立場を活用し、「法律・規則の制約があるからできない」「制度があるからやっている」などという規制に基づくものではなく、「安らぎ」「心地よさ」「調和のとれた空間がほしい」など人間本来が持つ自由な感性で、既成概念にとらわれることなく議論を深め、提言を行った。

第2章 『わたしの好きなまちの緑』の写真募集』に関する考察

1. 概要と結果

(1) 写真の募集内容（名古屋都市センター実施）

テーマ	『わたしの好きなまちの緑』 ・市内にあり、かつ、まちの景観と一体となった緑の風景・景色 (公園や緑地、道路上の街路樹などのみを対象とするものは除く)
応募期間	平成 21 年 4 月 1 日～5 月 15 日消印有効
優秀作品	優秀作品 2 点に、(財)名古屋都市センター賞を授与

(2) 募集結果（名古屋都市センター集計・選考）

- ・応募人数：41 名
- ・応募枚数：116 枚
- ・(財)名古屋都市センター賞：栗田益生様、坂下安郎様（写真は資料編に掲載）

(3) 市民研究員による「緑の写真」の分類と考察

- ・時間：長い、短い
- ・場所：密集地・都心、住宅地、郊外
- ・規模：大、中、小・無
- ・種類：樹木、草花

上記のような分類方法が考えられるが、「場所」で区分すれば、他の要素も反映される。

「緑の写真」の分類（場所）

	大（敷地）	中（敷地）	小（敷地）	無（敷地）
密集地 ・都心			多数	壁面緑化
住宅地		〔近隣との緑の連続性によ って大規模な緑化も可能〕	多数	
郊外	〔耕地・水田 雑木林〕	多数		

〈分類からわかること〉

- ・緑の所有者は個人だが、役割は公共性が高い。
- ・住宅地でも、個人の努力によって、結果として緑の連続性が保たれる。
- ・場所、敷地面積によって、植えられる樹木が違う。街並みが違う。

2.「私の好きなまちの緑」応募写真に対するコメント

市民研究員各自が、応募写真の中から好きな写真を2点選んだ。選んだ写真に対するコメントは次のとおりである。

〈横井〉

昭和区南山町

- ・この地区は、名古屋市内で閑静な住宅街を残す貴重な地域である。古くから大邸宅が点在し、樹木が敷地に植えられ道路側に心地よい新緑の香りが漂う貴重な緑が洗練されている。東西に面した地点は夏場でもひんやりした天然クールが感じられる。また、街路樹ではなく、民有地から生い茂る緑があたりの景観を醸し出している。

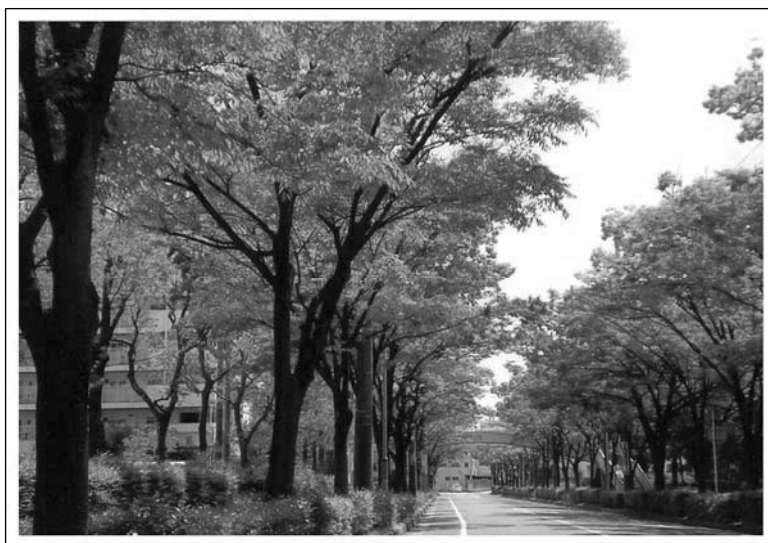


(財)名古屋都市センター賞受賞作品

栗田益生様

緑区森の里団地

- ・名古屋市内でも、比較的新しく開発された地区で街路樹など緑被率を顧慮した地区設定されている地域である。景観についても、電力線・電話線などにも配慮がされている。植樹されて年月が浅いため生い茂るまでには至って



いない。今後この景観が、どのように工夫がされ維持できるかが注目である。

〈蟹江〉

カトリック南山教会

・杵中にある南山学園の一隅に位置するカトリック南山教会は、その昔、名古屋の別荘地であった南山の緑を多く残した地域にある。辺り一帯の緑の木々は、通りすがりの私達にも安らぎを与えてくれる、一服の清涼剤になっている。



荒池緑地

・荒れていた緑地を再生させ田んぼを復元したが、周辺の土地区画整理による雑木林の整備で、保水力が無くなってしまった。今は井戸を掘ってその水を利用している。復元された日本の原風景を大切にし、後生に伝えようと頑張っている皆さんにエールを送りたい。



〈加藤〉

- ・ 2 つの写真を見比べると、庭と緑に対する考え方がおもしろい。1 つは、自分の育てている緑で道行く人を楽しませるために あえて塀を 80 c m 下げること敷地の中にスペースを創り出している。もう 1 つは、公共性のある庭ではないのだけれども、コミュニティー道路の緑とレンガづくりの家、そして庭の緑が、絶妙なハーモニーを醸し出している。どちらも、近所にあったら気持ちのいい緑である。

瑞穂区前田町



昭和区明月町



〈中村〉

昭和区鶴舞

- ・ 民家の樹木や花の美しさを太陽の恵みを木陰としてうまく表現している。

樹木や花を愛するここに住む人の心の豊かさや平和な生活の様子が写真を通じて伝わってくる。



螺旋階段の緑

- ・ マンションという固い建物の中の螺旋階段に並んだ美しい花を写し、ほほえましく感じる面白い写真である。花を育てる努力を、消防法に抵触しない場所に生かしていただければと願う。



〈河村〉

まちの縁側 MOMO

・東区代官町の一角に佇む緑に覆われたビルの写真である。ビルの壁面の紺色と、日光に照らされた植物の鮮やかな緑色とのコントラストが非常に美しい。また、道路向かいにはどろり広場があり、そこに植えられた草花とビルの緑との連続性も感じられる。



南区呼続

・名古屋市内ではめずらしい細い坂道の両側に民家が建ち並んだ風景を撮影した写真である。その民家の庭先に植えられた木々や草花が、連続性のあるまちの緑を形成している。その坂道は旧東海道につながり、その眼前には熊野三社が控えている。



3. 写真に対するコメントから読み取る市民の好きな緑

市民研究員が市民の立場で選んだ応募写真へのコメントを整理・分析してみると、市民が好む緑は、次のような緑であると考えられる。

(1) 密集地・都心

- ・無機質な都心のビルやマンションでも、壁面緑化や屋上緑化、螺旋階段に並んだ美しい花などの工夫によって、人々の心を和ましてくれる。
- ・また、ちょっとしたオープンスペースの緑と、ビルやマンションの緑との連続性が保たれていると、尚更よい。

(2) 住宅地

- ・自宅の庭を公共性のある緑地空間と意識し、美しく見られるための工夫を行っている地域は気持ちがいい。
- ・軒を連ねる住宅から生い茂る樹木が、地域の緑の連続性を確保し、潤いのある景観を醸し出す。住民の緑に対する意識の高さと協力によって、地域の魅力が高まる。
- ・住宅地の中に存在するまとまりのある緑は、住民に安らぎを与えてくれる。
- ・土地区画整理事業などで開発された新市街地では、街路樹などの公共の緑と民有地の緑との調和が、潤いあるまちをつくる。

(3) 郊外

- ・名古屋市内においても、郊外には田んぼや畑が一面に広がっている地域がある。その営み、景色は日本の原風景であり、今後も継承していくべきである。

第3章 緑のまちづくり制度の整理と現状分析（「みどりの年報」名古屋市より）

緑の保全や創出についての基本的な事項をまとめ、緑のまちづくり施策を総合的計画的に進めるため、平成 17 年 10 月 1 日に「緑のまちづくり条例」が施行された。本調査を進めるにあたり、名古屋市の緑に関する基本的なデータ、傾向を把握する必要があると考え、条例で定められている主な施策・事業の概要と実績について、「みどりの年報」をもとに整理を行った。

1. 緑の保全に関する施策

(1) 特別緑地保全地域

【概要】

都市緑地法に基づき、自然的環境のすぐれた樹林地、草地、水辺などを指定し、その保全をはかろうとするもの。

【実績】

現在 71 カ所、183.3ha を都市計画決定し、指定している。特別緑地保全地区は、ここ数年変化していない。

特別緑地保全地区（平成 21 年 4 月 1 日）

区	箇所数	面積（ha）
千種	4	15.6
東	2	2.9
北	2	1.0
西	2	0.8
中村	4	1.3
中	4	35.8
昭和	4	14.8
瑞穂	6	2.0
熱田	4	22.8
中川	5	1.7
港	1	0.5
南	6	4.9
守山	9	22.1
緑	9	26.5
名東	3	10.0
天白	6	20.6
計	71	183.3

(2)市民緑地

【概要】

都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づき良好な都市環境を確保するため、民有の樹林地等の土地所有者等と名古屋市が使用貸借契約を結び、身近な自然とのふれあいの場として市民に開放する制度である。市民緑地の設置要件は次のとおりである。

- ・良好な樹林地、湿地、湧水地等が存在する、原則として 1,000 m²以上の土地。
- ・管理に支障のある工作物等がないこと。
- ・所有者から無償で借り受けることができること。
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、市民緑地の設置又は管理に影響を及ぼすものでないと認められるときは除く。

【実績】

現在 17 カ所で、近年、大きな変化はない。

市民緑地（平成 21 年 4 月 1 日）

	区	箇所数	面積（m ² ）
保全型	守山	1	31,244
	緑	4	40,345
	天白	1	12,594
緑化型	中村	2	967
	中川	1	721
	守山	2	1,426
	緑	1	488
	名東	2	1,394
	天白	3	4,264
		17	93,443

(3)保存樹木等

【概要】

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき市内に残された名木、古木、樹林のうち、保存すべき樹木・樹林を指定することにより、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とするもので、昭和 48 年度から実施し、又、昭和 53 年度からは、「名古屋市緑化推進条例」、平成 17 年度からは、「緑のまちづくり条例」に基づく保存樹木等の指定を実施している。

〈指定基準〉

次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること。

①保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令によるもの。）

○樹木

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上であること。
- ・ 高さが 15m以上であること。
- ・ 株立ちした樹木で高さが 3m以上であること。
- ・ はん登性樹木で枝葉の面積が 30 m²以上であること。

○樹木の集団

- ・ その集団の存する土地の面積が 500 m²以上であること。
- ・ いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが 30m以上であること。

（注）樹木の集団については、名古屋市の場合事例なし。

②保存樹木等（緑のまちづくり条例施行細則によるもの。）

○樹木

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.3m以上 1.5m未満であること。
- ・ 歴史的、文化的又は自然的価値を有し、かつ、その保存及び継承が重要と認められること。

○樹木の集団

- ・ その集団の存する土地の面積が 300 m²以上 500 m²未満であること。

〈内容〉

- ・ 所有者の同意を得て保存樹等の指定をする。
- ・ 樹種、指定番号等を表示した標柱を設置する。
- ・ 保存樹等の枯損の防止及び病虫害の駆除並びにその他の保存に関し、所有者に対し必要な助言及び指導をする。
- ・ 保存樹等の保存に関し、所有者に対して、1本当たり年額 3,000 円の報償金を交付する。

【実績】

保存樹は各区にあり、平成 17 年：906 本、平成 18 年：889 本、平成 19 年：884 本、平成 20 年：867 本、平成 21 年：861 本と、毎年少しずつ減少している。

区別保存樹指定本数

区	本数					
	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H17.4～21.4
千種	41	39	39	38	38	▲3
東	58	58	58	54	54	▲4
北	46	45	45	45	45	▲1
西	59	59	57	57	57	▲2
中村	91	89	89	88	89	2
中	80	80	80	78	78	▲2
昭和	42	42	43	42	42	0
瑞穂	71	71	71	71	71	0
熱田	49	48	45	45	45	▲4
中川	106	104	105	103	101	▲5
港	16	16	16	16	15	▲1
南	96	94	94	89	89	▲7
守山	37	36	37	37	37	0
緑	60	57	56	56	52	▲8
名東	30	28	27	26	26	▲4
天白	24	24	22	22	22	▲2
計	906	889	884	867	861	▲41

(4)グリーンバンク事業

【概要】

やむを得ない事情により不要となって除去される市内に生育する樹木（私人の所有するものに限る）のうち、緑化に適する樹木を所有者から無償提供を受け、公園緑化に再活用するもので、昭和51年度から実施している。

〈対象樹木〉

原則として、次に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

- ・緑化に有用で健全であること。
- ・樹木の高さが2.0m以上で、1.5mにおける幹の周囲が15cm以上であること。
- ・掘取り、運搬、植栽、育成が困難でないこと。
- ・移植後の活着が可能であること。
- ・桜類の古木、ポプラ類、竹類、果樹類及び特殊な植物以外の植物であること。

〈移植先〉

移植先は、原則として当該樹木の生育する区の区域内の公園とする。

〈移植時期〉

当該樹木の移植適期に行う。

【実績】

昭和 51 年から平成 16 年までの累積値と比べると、近年の当制度の活用は大幅に減少している。

グリーンバンク事業の推移

年度	件数	本数
S51～H16	792 件	4,670 本
H17	8 件	20 本
H18	5 件	11 本
H19	2 件	10 本
H20	0 件	0 本
計	807 件	4,711 本

(5)生産緑地地区

【概要】

生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る制度である。

ある一定の要件を満たす一団の農地を、市町村が農地の所有者その他の関係権利者全員の同意を得た上で、都市計画の手続を経て指定することにより、都市計画上「保全する農地」として明確に位置付けられている。

【実績】

生産緑地地区の面積は、近年、毎年減少している。平成 21 年 4 月の面積は、平成 17 年 4 月より約 35ha 減少し、約 330.3ha となっている。

生産緑地地区の推移

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H17.4～21.4
面積 (ha)	約 365.3	約 356.9	約 343.5	約 335.5	約 330.3	▲約 35.0

2. 緑の創出に関する施策

(1) 緑化地域制度

【概要】

ヒートアイランド現象の進展などますます悪化する都市環境問題に対して、従来から緑化義務の対象としてきた工場・事業場だけでなく、個人住宅やマンション、小規模店舗なども対象とする新たな緑化義務制度で、平成 20 年 10 月 31 日から施行された。この緑化地域制度は、都市緑地法に基づく制度で、都市計画に緑化地域の区域と緑化率の最低限度を定めることにより、この区域内で建築物を建てる場合は、定められた緑化率の最低限度以上の率の緑化施設を敷地内に設けなければならないというものである。名古屋市では、緑のまちづくり条例により、対象となる敷地面積の規模を 300 m² (敷地の建ぺい率が 60%を超える場合は 500 m²) とするとともに、都市計画で市街化区域全域を緑化地域に指定している。緑化義務化の対象となる敷地面積の規模と緑化率は下表のとおりである。

建ぺい率	緑化率の最低限度	敷地面積の規模
50%以下	20 %	300 m ² 以上
50%を超え 60%以下	15 %	300 m ² 以上
60%を超え 80%以下	10 %	500 m ² 以上

また、建ぺい率が 80%を超える建築物や緑化地域外の市街化調整区域については、都市緑地法による緑化率規制が働かないため、緑のまちづくり条例により以下の表のように緑化を義務付けている。

対 象	緑化率の最低限度	敷地面積の規模
建ぺい率が 80%を超える建築物	10 %	500 m ² 以上
市街化調整区域内の建築物	20 %	1,000 m ² 以上

【実績】

平成 20 年 10 月 31 日に施行された緑化地域制度の 1 年間の実績は、下表のとおりである。

緑化地域制度の実績（平成 21 年 10 月末）

申請件数	1,449 件
敷地面積計	3,282,657 m ²
緑化面積計	523,220 m ²
平均緑化率	15.9%

(名古屋市緑政土木局緑化推進課資料)

(2)工場・事業場の緑化

【概要】

工場・事業場の緑化ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成を目的として、面積 1,000 m²以上の敷地で工場、事務所、店舗等の建築物を建てる場合に、敷地内の緑化計画について市と協議するもの。敷地内の緑化率は下表のとおりである。

		商業、近隣商業地域 以外の地域	商業、近隣商業地域
1,000 m ² 以上	新築、 全部改築	10 分の 2 以上	10 分の 2 以上を目途
	増築、 一部改築	10 分の 2 以上を目途	

(3)緑と花の景観地域

【概要】

緑と花の景観地域まちぐるみ・地域ぐるみで民有地の緑化を推進するため、住民団体が定める緑化計画に基づき市が地域指定し、市と住民団体がそれぞれの役割分担を図りながら、緑と花にあふれたまちづくり事業を実施する。

【実績】

平成 17 年の 4 カ所から 2 カ所に減少している。

緑と花の景観地域（平成 21 年 4 月 1 日）

地区	面積 (ha)	緑化推進団体名
相生	50	相生コブシの会
平針北	84.3	グリオール平北

(4)緑地協定

【概要】

都市緑地法に基づくもので相当規模の一団の土地又は、道路・河川等に隣接する相当区間にわたる土地の所有者等が市街地の良好な環境を確保するため全員の合意を得て、締結するものである。このほか、相当規模の一団の土地で一の所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者が緑地協定を定める方法もある。この場合、土地所有者等が二以上になったときから効力が生ずることになる。

〈内容〉

内容緑地協定の内容としては次の事項を定める。

- ・緑地協定の目的となる土地の区域

- ・緑化に関する事項：

樹木の種類、植栽場所、かき又はさくの構造など

- ・有効期間：

5 年以上 30 年未満の範囲で決める。

- ・緑地協定に違反した場合の措置：

緑地協定の違反者に対して原状回復を求めたり、その者の負担で協定の内容の実現を図ったりする旨をあらかじめきめておく。

〈助成内容〉

- ・緑化木、花苗等計画の一部を補助することができる。

【実績】

平成 17 年の 4 ヲ所から 3 ヲ所に減少している。

緑化協定 (平成 21 年 4 月 1 日)

名称	面積 (㎡)
エクセラージュ八事富士見緑地協定	2,766
イトーピア山手緑地協定	3,091
グローブガーデン野並南地区緑地協定	18,568
計	24,425

(5) 緑と花の協定

【概要】

緑地協定を補完するため、緑のまちづくり条例に定めるもので、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等又は、相当規模の中高層住宅の所有者等が、緑の保全と緑化推進に関する協定を締結するものである。

〈内容〉

緑と花の協定の内容として次の事項を定める。

- ・緑と花の協定の目的となる土地の区域若しくは区間又は中高層住宅
- ・植栽し、又は維持保全する樹木などの種類、大きさ、数量など
- ・樹木等を植栽する場所
- ・有効期間・その他樹木の植栽又は維持保全に関すること

〈助成基準（緑のまちづくり条例施行細則）〉

- ・区域にあつては、1 街区以上の面積でその面積の 10 分の 7 以上
- ・区間にあつては、100m 以上の長さでその距離の 10 分の 7 以上
- ・中高層住宅にあつては、20 戸以上の戸数でその居住者の 10 分の 7 以上：

賛同者で締結する協定であり、かつその内容が次に掲げる事項の全てに該当すること

- ・有効期間が3年以上であること
- ・植栽場所が、中庭など特定の者の観賞等の用に供する場所でないこと
- ・協定の内容が適正で、かつ、実現が期待できること

〈助成内容〉

- ・緑化木、花苗等計画の一部を補助することができる。

【実績】

現在 14 カ所、247,598 ㎡で、近年、大きな変化はない。

緑と花の協定の推移

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4
地区数	14	14	15	14	14
面積（㎡）	247,797	247,797	251,694	247,598	247,598

(6)都市公園

【概要】

都市公園は、総合公園や運動公園、河川敷緑地の都市基幹公園と、地区公園、近隣公園、街区公園の住区基幹公園などに分類され、着々と整備が進められている。

【実績】

都市公園面積は毎年増加しており、1人あたり公園面積も平成20年度を除いて増加しているが、緑被率を見ると逆に減少している。公園整備による緑の創出が進んでいる一方で、市内全体の緑の量は減少している。

都市公園面積等の推移

年度	都市公園		人口（人）	1人あたり公園面積 （㎡）
	箇所数	面積（ha）		
S40	191	472.58	1,948,158	2.43
S50	441	735.72	2,074,153	3.55
S60	929	988.95	2,104,694	4.70
H7	1,213	1,373.23	2,142,298	6.41
H17	1,342	1,490.03	2,202,259	6.77
H18	1,355	1,511.29	2,212,029	6.83
H19	1,368	1,525.21	2,223,787	6.86
H20	1,377	1,532.51	2,236,844	6.85
H21	1,392	1,545.32	2,249,315	6.87

緑被率の推移

	H2	H7	H12	H17
緑被率 (%)	29.8	27.4	25.3	24.8
緑被地 (ha)	9,930.5	8,956.3	8,271.2	8,088.0

(「平成 17 年度 緑の現況調査報告書」 名古屋市)

(7)街路樹

【概要】

街路樹の植栽場所は大きく分けて歩道と中央分離帯がある。歩道では幅員によって、植ますに高木のみを植栽する場合と、植栽帯を設けて高木と低木による連続植栽をする場合がある。それぞれの植栽は原則として次のような基準によっているが、これに当てはまらない場合でも、地被植物やつる性植物をとり入れることにより、積極的に緑化していくよう努めている。

〈歩道〉

①高木（並木）

- ・歩道幅員 3m以上の道路であること
- ・植栽間隔は、8mを標準（最短の植栽間隔は 6m以上）
ただし、広幅員の歩道で将来自然形仕立てを目的とする場合は、10～12m
- ・樹種は落葉高木を原則とする。ただし、地域の状況等に応じて常緑高木も採用する

②連続植栽（低木）

- ・歩道幅員 3.5m以上の道路であること
- ・緑地帯の幅員は 1.2m以上とする
- ・植栽の形式は、高木（並木）との組合せを基準とする

〈中央分離帯〉

- ・幅員 1.0m以上の中央分離帯
- ・中央分離帯の植栽は、中・低木と地被類などによる植栽を標準とする。ただし、幅員 2.5m以上の中央分離帯には高木の植栽を行い、緑の総量の増加を図る。

【実績】

平成 21 年は、平成 17 年の 2,262,230 本から 74,636 本増えて、2,336,866 本になっている。

街路樹（歩道）の推移

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4
本数 (千本)	2,262	2,274	2,301	2,332	2,337

街路樹一覧表（歩道）（平成 21 年 4 月 1 日）

区	本数			
	歩道・高木	歩道・中木	歩道・低木	計
千種	8,622	2,086	182,371	193,079
東	4,248	1,116	98,599	103,963
北	4,941	1,495	123,572	130,008
西	5,077	1,104	113,152	119,333
中村	5,479	1,876	146,538	153,893
中	7,412	7,305	200,423	215,140
昭和	4,521	1,077	101,216	106,814
瑞穂	4,638	3,209	106,663	114,510
熱田	3,325	636	68,500	72,461
中川	6,962	7,399	162,201	176,562
港	8,795	6,410	231,620	246,825
南	4,817	3,699	83,532	92,048
守山	9,246	1,727	174,571	185,544
緑	10,741	9,983	179,293	200,017
名東	6,896	1,151	83,240	91,287
天白	7,357	340	127,685	135,382
計	103,077	50,613	2,183,176	2,336,866

3. 市民等との協働による緑のまちづくり

(1) 公園愛護会

【概要】

公園がいつもきれいで、安全かつ楽しく利用できるように、名古屋市と公園周辺の地域住民とが協力して、公園の除草、清掃、施設の点検連絡などの活動を行い、あわせて公共施設愛護精神の高揚を図っている。

〈会の構成〉

公園周辺の地域住民をもって構成するものとし、5 人以上の賛同者があること。

〈活動内容〉

- ・月 1 回以上の清掃又は除草
- ・公園に関する通報
- ・公園の愛護に関する意識の啓発

〈活動に対す助成措置〉

- ・月 1 回以上の愛護活動をした愛護会に対して、1 ヶ月当り 3,000 円(年額 36,000 円)

の報償金を交付している。

【実績】

平成 17 年度の 1,052 団体から、平成 20 年度には 1,077 団体に増加している。

公園愛護会の推移

年度	公園愛護会数	市営都市公園数
H17	1,052	1,350
H18	1,066	1,363
H19	1,075	1,372
H20	1,077	1,387

(2) 街路樹愛護会

【概要】

名古屋市と地域住民が協力して街路樹等の根元の除草、落ち葉の清掃、夏のかん水などの愛護活動を行うことにより、都市の美化、公共施設愛護精神の高揚を図っている。

〈会の構成〉

地域住民 5 人以上で構成する。

〈活動対象〉

- ・歩道延長がおおむね 100m 以上（片側）の街路樹
- ・面積がおおむね 100 m² 以上の街園

〈活動内容〉

- ・街路樹の保護育成
- ・街路樹愛護思想の普及
- ・街路樹周辺の清掃、除草
- ・街路樹への水やり
- ・街路樹、街園に関する各種通報など

〈活動に対する助成措置〉

月 1 回以上の愛護活動をした愛護会に対して、1 ヶ月当たり 1,000 円～3,000 円（年額 12,000 円～36,000 円）の報償金を交付している。

【実績】

平成 18 年まで右肩上がりが増加してきたが、平成 19 年からは減少に転じている。

街路樹愛護会の推移

年度	H17	H18	H19	H20
街路樹愛護会数	480	490	476	476

(3)緑化基金

【概要】

〈内容〉

民有地の緑化を積極的に推進するため広く民間からの募金で基金を設立し、民有地等の緑化推進事業を図る目的で昭和 58 年 4 月から実施している。

- ・ 設置主体 : (財)名古屋市みどりの協会
- ・ 募金目標額 : 10 億円
- ・ 生垣工事資金の助成
- ・ 市民花壇・ふれあい花壇の助成
- ・ 緑と花の景観地域事業への助成
- ・ 緑のまちづくり活動団体への助成
- ・ 保存樹保護事業等への助成
- ・ 建物の屋上や壁面の緑化助成

(建築物緑化助成制度、奨励モデル型建築物緑化助成制度)

〈税控除〉

①個人の場合

- ・ 確定申告によって所得税法、地方税法上の寄付金控除を受けることができる。

②法人の場合

- ・ 確定申告によって、寄付された金額を法人税法上の規定により損失算入することができる。

第4章 緑のまちづくりに関する現地調査・ヒアリング等

1. 自宅周辺の調査

(1) 昭和区 地下鉄荒畑駅～御器所駅周辺

地下鉄御器所駅と荒畑駅周辺は、鶴舞線が開通した昭和 52 年（1977 年）頃から、徐々にマンションが増えた。そのころにはまだあった大通りに面した畑地も、いつの間にかマンションに。さらに、平成元年（1989 年）の桜通線の開通に伴い、御器所駅周辺は高層化が顕著になった。

地下鉄が通る大通りに面した北側に、2 軒のマンションが建った。我が家の真南に。昭和 60 年（1985 年）に 5 階建てが一棟。その 10 年後、すぐ隣に 7 階建てが一棟。それまでは、2 軒とも庭に緑のある、平屋建ての古い家だった。双方とも、地主の高齢化に伴い、相続を考慮してのマンションへの立て替えだった。大家もそこに住む形態で。それにより、2 軒とも、古い家の南北にあった庭の緑が無くなった。

我が家は荒畑駅と御器所駅の間で、少し荒畑駅よりにある。我が家を基点にして荒畑駅寄りには最近さほど変わらないが、御器所駅寄りには桜通線開通後、次々にマンションが建った。現在も増え続けている。地下鉄がクロスした御器所駅周辺は、荒畑駅より数段、利便性が良いからと思われる。

どの地でも共通するが、地下鉄開通による駅周辺の地主には、建設業者が積極的にマンションへの立て替えを勧める。相続や、家の建て替え時期がそれに絡むと、一気に加速することになる。それらのことにより、地下鉄駅周辺にはマンションが林立し、緑の減少につながることになる。

昭和区 地下鉄 荒畑駅～御器所駅 周辺



名古屋都市計画基本図 2007. 3 名古屋市

(2)守山区 廿軒家学区周辺（名鉄守山自衛隊前駅～瓢箪山駅）

名古屋鉄道瀬戸線の北側の道路（1 本）と南側の道路（2 本）を歩いて、周辺の緑を観察した。その結果、概ね次のようなことがいえる。

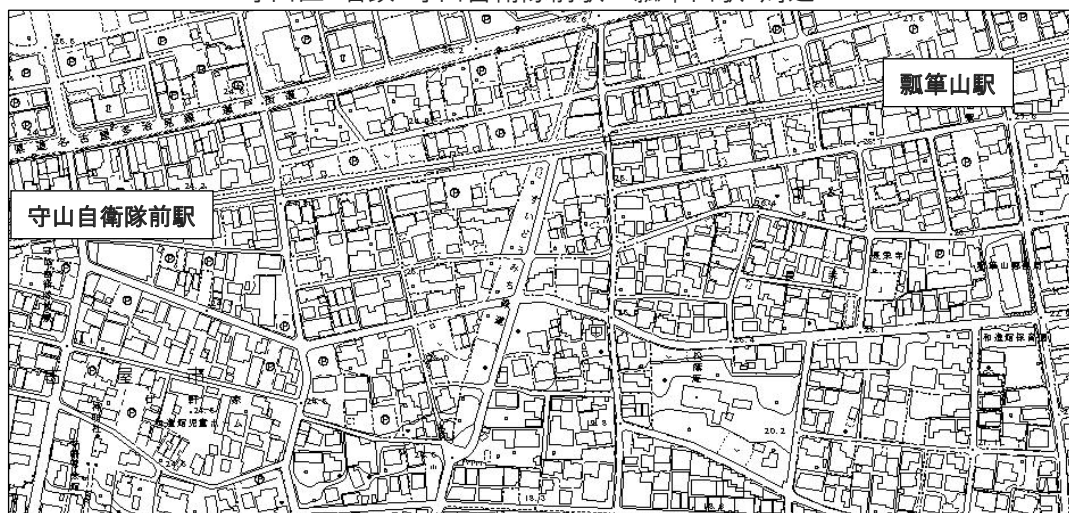
①緑（木、花を含む）が多いところ

- ・ 広い庭がある家には木や花が植えてあり、緑が多い。
- ・ 道路の南側より北側の緑が多い。
- ・ 道路の北側（家の南面）には（入口もあるが）庭があり、緑が多い。
- ・ 道路の南側（家の北面）には、家の入口があり、少し緑がある。
- ・ 昔からの家は、庭は狭いが緑はある。

②緑が少なくなっている理由

- ・ 家の前に車庫をつくるスペースのある場合は車庫をつくり、その分緑が少なくなったり、なくなっている。
- ・ 青空駐車場が増え、その駐車場には緑がない。
- ・ マンションに建て替わっている場合、緑はごくわずかになったり、なくなっている。（駐車場が優先されている。）
- ・ 新しい家に建て替えられている場合、家と車庫が優先され、庭は余裕がある場合のみつくられている。その分緑は少なくなっている。

守山区 名鉄 守山自衛隊前駅～瓢箪山駅 周辺



名古屋都市計画基本図 2007.3 名古屋市

2. どんぐり広場の現地調査

(1) どんぐり広場制度の概要

①公園との違い

（名古屋市子ども青少年局「どんぐりひろば・児童遊園地 遊び場管理手引き」を一部抜粋）

『公園は都市公園法で定められており、通常市や県が設置し、管理しているもので、

その基準等は法令で定められています。現在名古屋市には 1,342 か所 1,490.03ha（平成 17 年 4 月）の都市公園があり、市民 1 人当りの面積は 6.77m²となっています。

都市公園は規模や形態等で多くの種別で分けられていますが、数の上で最も多いのが、私たちの身近にある街区公園です（1,130 か所 251.51ha）。本市設置分の都市公園の管理は、緑政土木局、各区の土木事務所等が担当しています。一方どんぐり広場、児童遊園地は都市公園と異なり、地域の幼児・児童の健全育成を図る目的をもって児童福祉の立場で、地域の方々と行政（子ども青少年局）が共同して設置しているもので、名古屋市独自の＜遊び場＞事業です。都市公園の制度を補完するものといえるでしょう。』

②どんぐり広場の実地調査

	くすのきどんぐり広場	上山町どんぐり広場
対象地	昭和区 住宅街	瑞穂区 住宅街
土地所有者	名古屋市有地	民有地
面積	316 m ²	678 m ²
管理者	町内会 町内会長	町内会 町内会長
管理状況	町内会での持ち回り（月 1 回、10 人位で）	主に周辺住民、定期的に老人会、子ども会、以前は個人（当時副会長）がほとんど
管理上の問題	周辺の学生の昼食のゴミ、作業者のタバコのポイ捨て	利用における管理責任（怪我等） 大きな落葉樹が数本あるので、落ち葉清掃
利用状況	近くのそろばん塾の児童がちらほら、大人の昼食の場	遠くからも親子連れの利用者がいる、子供の遊び場
前の状況	公園	空き地（雑木林）
どんぐり広場になってよかったこと	以前からこのような感じなので変わらない	以前は、木が多く雑草も生えていたが、公園として管理するようになり、きれいになった
なくなったら	近くにもう少し大きな公園があるので、特に問題なし	遊び場がなくなる
緑地状況	木が数本（7 本ぐらい）草花は特になし	背の高い木が 20 数本、そのほとんどが落葉樹、草花（緑の基金）が植えてある
緑地にするのはどうか	特に考えてない	落ち葉のために大きな落葉樹を数本切った、雑草もみっともないので取っている
管理の後継	次期町内会長	次期町内会長

- ・ 実地調査から、どんぐり広場は住民の身近な公園、広場として活用されていることがわかった。
- ・ 上山町のどんぐり広場は、もとは雑木林で荒れていたが、「どんぐり広場」にすることで管理ができ、地域環境の向上に役立っている。
- ・ 以前の雑木林をどんぐり広場にすることで、緑の継承にも貢献している。

くすのきどんぐり広場



上山町どんぐり広場



③どんぐり広場等の立地特性

下表からわかるようにどんぐり広場等は、北区や中区、中川区などの市内中心部に多く立地し、その合計面積も大きい。

市内中心部の小さな空きスペースが、どんぐり広場等として整備され、幼児・児童の遊び場に活用されている。

設置数は、近年増えていない。

なお、どんぐり広場の約半数は市有地である。

遊び場設置数 (平成 22 年 2 月現在)

	どんぐり広場		児童遊園地		合計	
	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)
千種	30	7,980	5	2,073	35	10,053
東	42	10,698	3	867	45	11,565
北	43	13,231	16	10,257	59	23,488
西	36	8,937	6	2,357	42	11,294
中村	31	9,085	11	4,207	42	13,292
中	51	15,636	21	9,712	72	25,348
昭和	19	5,513	7	6,042	26	11,555
瑞穂	11	3,187	13	6,713	24	9,900
熱田	49	12,098	7	2,736	56	14,834
中川	47	15,236	13	4,768	60	20,004
港	12	4,525	14	6,787	26	11,312
南	27	7,527	13	6,689	40	14,216
守山	7	2,603	11	9,787	18	12,390
緑	13	5,017	6	2,829	19	7,846
名東	4	2,129	0	—	4	2,129
天白	6	2,739	0	—	6	2,739
計	428	126,141	146	75,824	574	201,965

(区役所民生こども課)

3. みんなのアイデア公園に関するヒアリング

(1) みんなのアイデア公園の概要

住民参加をより前向きに生かし、計画や公園づくりの段階から維持管理、利用まで住民とワークショップによって決めていく方法で、住民のアイデアを盛り込んだ公園である。「都市の緑化戦略」ぎょうせい

みんなのアイデア公園一覧表

整備年度	公園名	
S62	大手公園（港）	
H 元	白沢公園（守山）	池之内公園（天白）
H2	中ノ町公園（中）	中島公園（名東）
H3	柳公園（中村）	神の倉第一公園（緑）
H4	汁谷第一公園（千種）	平子第一公園（南）
H5	東白壁公園（東）	中根公園（瑞穂）
H6	東志賀公園（北）	江西公園（西）
H7	花町公園（熱田）	
H8	登公園（中川）	

※上記以外にワークショップ手法でつくられた公園

H6 台町ふれあい公園（昭和）

H8 北山本町公園（昭和）

H12 稲荷公園（港）

H13 天神町公園（昭和）

H15 新出来西公園（東）（「みどりの年報 2009」 名古屋市）

台町ふれあい公園



北山本町公園



天神町公園



(2)ヒアリング内容（ヒアリング先：名古屋市緑政土木局緑地施設課）

- ・アイデア公園は、その後増えていない。公園愛護会との関わりのみ。
- ・特に募集はしていない。現在は、公園を新しく作ったり、リフレッシュする場合は、住民（学区）の意見を聞いて行うようにしている。
- ・20 年前にスタートした頃は子ども会が盛んで、子ども会の人たちが公園愛護会に参加し、管理の協力をしてくれたが、今は子ども会がなくなった地域もあり、そういうところは面倒をみてくれなくなった。
- ・中には、今でも積極的に協力してくれる公園もある。例えば、台町ふれあい公園は、近くの保育園が最初から協力してくれており、公園を作ったときに、タイルを敷いたりして、自分たちが使いやすいように工夫してくれた。今でも保育園の遊び場として活用し、管理にも協力してくれる。

4. 八事地区における地下鉄名城線（環状化）開業前と開業後の緑の変化

平成 16 年 10 月の地下鉄名城線（名古屋大学駅～新瑞橋駅）の開業によって、沿線の緑がどのように変化したのか、名古屋市が行っている緑被率調査を見てみる。全市では、平成 2 年の緑被率（29.8％）に比べて、平成 17 年の緑被率（24.8％）は 5.0 ポイント減少している。一方、沿線学区では、下表のように、滝川学区を除いてそれ以上に減少していることがわかる。

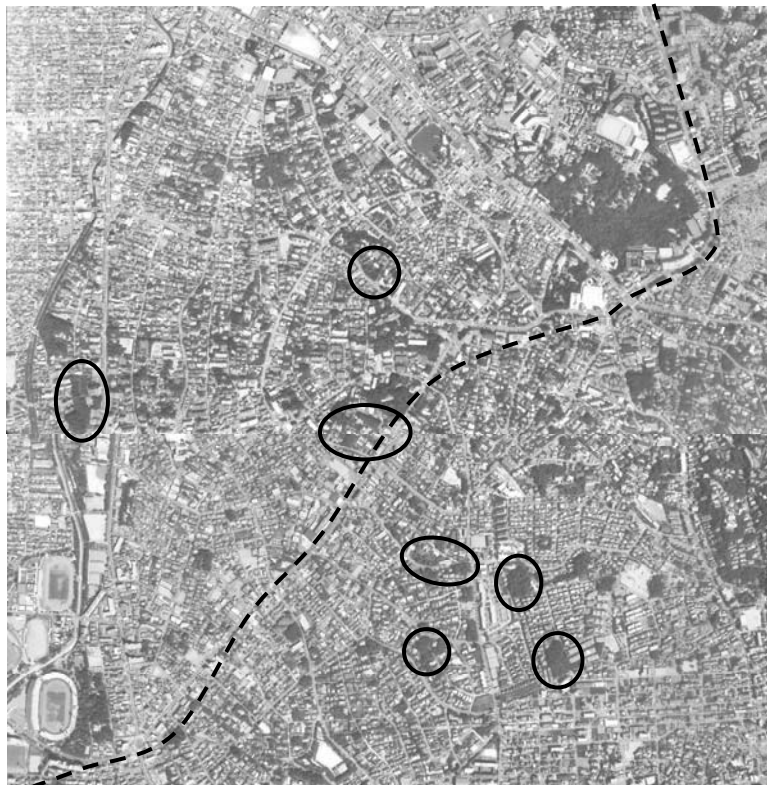
これは、次頁の写真のように、地下鉄開業に併せて沿線の建物の建て替えや新築が行われ、もとあった緑が減少したためであると考えられる。

	学区	平成 2 年緑被率	平成 17 年緑被率	増減ポイント
昭和区	滝川	32.2	27.9	▲4.3
瑞穂区	弥富	28.1	22.5	▲5.6
	陽明	37.3	28.6	▲8.7
天白区	表山	33.3	26.3	▲7.0

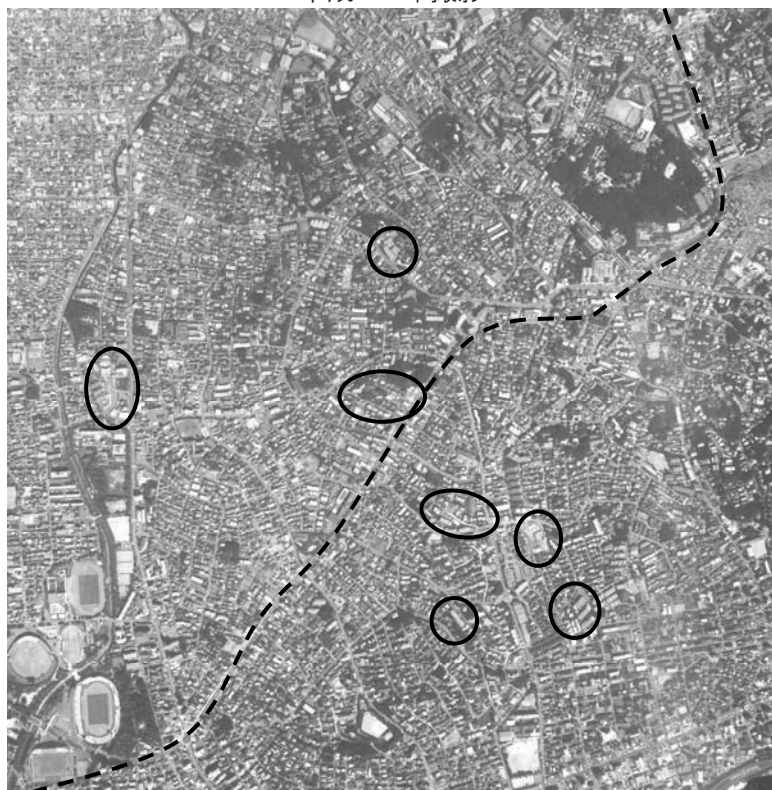
（「平成 17 年度 緑の現況調査報告書」 名古屋市）



平成 7 年撮影



平成 17 年撮影



(住宅都市局都市計画課 提供)

第5章 市民活動団体の取り組み

1. 現在行われている緑のまちづくり活動の整理

(1) なごやの森づくりパートナーシップ ((財)名古屋市みどりの協会)

平成 15 年 3 月、名古屋市内の公園・緑地において自然環境の保全や再生に取り組む市民活動団体と名古屋市が協力して、「なごやの森づくりパートナーシップ連絡会」を設立した。

〈加盟団体〉

相生山緑地オアシスの森くらぶ※	てんぱくプレーパークの会※
愛知守山自然の会	戸田川みどりの夢くらぶ
雨池ホタルの会※	名古屋市水辺研究会
荒池ふるさとクラブ※	なごや東山の森づくりの会※
大高緑地湿地の会	新海池公園自然観察会
NPO 法人 環境市民	ネイチャークラブ東海
高年大学園芸緑友会	花水緑の会※
NPO 法人 こども NPO	ビオトープを考える会
白玉星草と八丁トンボを守る島田湿地の会※	藤塚果樹園なごみ会
水源の森と八竜湿地を守る会※	名東自然倶楽部※
雑木林研究会	明德公園愛護会
大将ヶ根ざわざわ森クラブ※	守山リス研究会
滝ノ水緑地公園愛護会	八事里山づくりの会※
ツリーハガーズインターナショナル	NPO 法人 揚輝荘の会
天白公園整備クラブ	緑友 168 会

※印は、「緑のパートナー」にも加盟

(2) 緑のパートナー（名古屋市緑政土木局緑化推進課）

公園、街路樹等において自主的な企画立案と一定の責任分担により、総合的な管理運営を行う。愛護会や活動承認団体のうちから厳選して認定された団体が、市と協定を締結しパートナーとなる。加盟団体には、緑の基金からの助成制度がある。

※上記の「緑のパートナー」加盟団体以外に、平成 20 年に「ゆめ緑道ごきそ」が新たに加盟。

(3) 特定非営利活動法人（NPO 法人）

NPO 法人 雨水利用と緑化を進める会
NPO 法人 花と緑と健康のまちづくりフォーラム

2. 市民活動団体へのヒアリング、アンケート、体験活動等

(1) なごや西の森づくり

〈概要〉

戸田川緑地は、昭和 33 年に都市計画決定した、面積約 59.6ha の総合公園である。「健康とスポーツの里」を全体テーマとし、平成 2 年度から、水と緑の豊かな環境をいかした健康・スポーツ公園の整備を進めている。また、平成 12 年度からは、市民・企業・行政の協働のもとで、苗木を植え次世代に伝える豊かな森を育てる森づくりを推進して



いる。毎年の植樹イベントのほか、企業の寄付などによる植樹も行われ、市と協働して森づくりを進める市民活動団体「戸田川みどりの夢くらぶ」「高年大学園芸緑友会」が定期的に森の維持管理を行っている。陸地面積 40ha のうち約 24ha の整備が完了、平成 20 年度は、中央地区左岸において植栽基盤工事に着手した。(みどりの年報 2009 より)

〈訪問日時・場所等〉

＊訪問日：平成 21 年 12 月 17 日（木）9 時 45 分から 11 時 50 分

＊訪問者：横井、蟹江、中村、河村

＊訪問先：なごや西の森づくり（戸田川みどりの夢くらぶ）代表者：佐久間周平様

【代表者 佐久間様へのヒアリング】

① なごや西の森づくりについて

- ・平成 11 年の「名古屋市緑の基本計画」で固まってきた。
- ・名古屋の西には森が無いので、森が欲しいねということで、森をつくることになった。ここは広いので森づくりができる。（まだ、一部未買収の場所もある。）
- ・なごや西の森づくりの基本方針は、

○森：川：ひろばのバランスは 1：1：1

- ・戸田川緑地（60ha）に、まとまりのある森、原風景を映しだす水面、広がりのある芝生ひろばをバランス良く配置する。
- ・万一の災害に備えて防災空間を確保する。

○市民・企業・行政のパートナーシップ

- ・パートナーシップによって長期的な植樹と育樹を進める。

○四季・彩・美のある自然豊かな森づくり

- ・季節感あふれる景観美に富む森づくりをめざす。
- ・人の利用とともに、多様ないきものの生息に配慮した森づくりを進める。
- ・移植木の活用、緑のリサイクル材の利用を進める。

②戸田川緑地の成り立ちなどについて

- ・古来この土地は、海の中であった。奈良時代は低地、1300年頃は、現在の国道1号より北側に「富田の庄」、1640年以降に尾張藩が米の増産のため干拓を奨励。
- ・この地区は、元は海部郡富田町、昭和30年に名古屋市と合併。このとき、「みんなで集まる広場が欲しい」ということで、この場所に公園が計画され、名古屋市が用地を買収。ここだから、これだけ広い場所を確保できた。
- ・昭和34年の伊勢湾台風のときは、この地区は水没した。南陽町で残ったのは、服部氏の松の木1本だった（旧街道の旧家で少し高かった）。
- ・1943年の東南海地震以降、地盤沈下（約1mくらい）。戸田川の水位はマイナス2m。伊勢湾台風並の台風がくれば沈んでしまう。

③「戸田川みどりの夢くらぶ」について

- ・平成12年、14年の植樹祭をきっかけに、平成15年に「戸田川みどりの夢くらぶ」が発足。
- ・場所の名称は「西の森」が正式、サポート団体の名称が「戸田川みどりの夢くらぶ」である。
- ・毎週木曜日に活動している。
- ・メンバーは、常時15名ほど。
- ・「スタッフ養成講座」（西の森サポートクラブや、緑友会）を開催し、スタッフを確保している。講座は10月から12月にかけて全7回開催。（当日も、午後13時30分から講習会があり、この講習会が最終回。）
- ・名古屋市とは、活動団体ではあるが協定を結んでいない。同意書で行っている。

④代表 佐久間周平氏のプロフィール

- ・自宅は東区。実は、元名古屋市の職員。土木関係の仕事に従事（自称、「土木屋です。」とのこと）。
- ・宮脇先生に指導を受ける。宮脇先生の指導は、「鎮守の森を作れ、地域の種子を使え、住居・工場の間にも樹木を植えよ、1つ緑を壊したらもう1つ作れ」など。

⑤活動方針

- ・コンセプト
 1. 自由な意見で行う。→自分のできることをやる。
 2. 公平に相手を尊重する。→対等な関係。
 3. 利益を求めない。→弁当と怪我は自分もち。
 4. 必要に応じて工夫する。→自分を成長させる。
 5. 長続きさせる。→押しつけない。

- ・市民の資格については、特に必要ない。自分でできることをする。
- ・大げさなことではなく、長続きすることが大切。押しつけない。

⑥活動の内容

- ・更地に木を植えること。沖積平野の森を目指す。蓮華寺の森が目標。
- ・6ha の森にする。毎年木を植えてきた。
- ・除草や間伐等も行う。このような作業を通じて森を育ててきた。
- ・ただ、単なる草刈だけでは面白くないので、毎月1回、「子ども森づくり探検隊」を開催し、子供にも楽しんでもらっている。その方針は「口は出しても手は出さな。」
- ・公募で親子の参加を募集し、子供に除草を手伝ってもらったりしている。参加者の談：「子供を連れてきて良かった。この公園は子供を放っておいても大丈夫である。」
「自分たちだけなら、子どもにこのような貴重な体験をさせてあげられなかった。」など。
- ・その他、自然観察会、植樹祭など。

⑦資金の工面

- ・講習会を開くと講習料が名古屋市から入る。これが、クラブの収入になる。
- ・この収入で、必要な用具や「クラブのジャケット」などを購入している。（「ジャケット」を着ていることで、勝手に個人がやっていることでないことを示しているとのこと。）
- ・最近、企業からの支援もある。メニコンからの支援があり、資料置き場を購入する予定である。また、エコマネーからの支援もある（「スポンサー」を探して連れて来てくれる）。
- ・木は企業の寄付による。
- ・4万2千本の木が植えてあるが、ほとんどが企業からの寄付である。主な企業は、ニッセイ財団（日本生命）（社員も年1回植樹に参加している）。最近は、ナゴヤトヨペットやエイデンなども。
- ・企業サイドも「エコ」に注目しており、企業のアピールになるということで参加している。
- ・ボランティアハウスは広く、水道設備・冷暖房もあり恵まれている。木の机と椅子もある。説明用のパネルやどんぐり・木の実などで作った作品などが置かれている。
- ・会費は、年1,500円。

⑧当日の活動予定

- ・森づくりは、生物多様性の面からも多層化が重要であり、低木、林床も重要である。平成12年に植えた木は、一律に約10mになってきた。
- ・植樹して3、4年は雑草と同じ高さ。除草が大変。木が高くなると草は生えない。
- ・当日の作業は、「ニセアカシヤ」を切ること。ニセアカシヤは、成長は早いが公園や森には向いていない。「センダン」も駄目。（これらの木の下には他の木が育たない。）

公園の中で緑を育てるのは難しい。

⑨戸田川緑地の利用状況など

- ・地区によってテーマが異なる。
 1. 北地区：健康とスポーツゾーン
 2. 中央地区：水郷とファミリースポーツゾーン
 3. 南地区：陽の郷
- ・土・日曜日などは沢山の人が来ている。
- ・春・秋の祭りのときは、人出が多い。
- ・来園する人は弥富や蟹江の人が多い。春・秋の遠足シーズンになるとバスで、桑名からも子供を連れて来る。（「駐車場も広い、30台も駐車できる」とのこと）
- ・キャンプ場もある。（ボーイスカウトや子ども会の利用は可。管理センターの許可が必要。）

⑩事前に準備しておいた質問に対する回答

〈喜び〉

- ・森を育てて、それらしくなってきた。子育てと一緒にある。森が育つと、次の夢が出てくる。それを実行していくのが喜びとなる。また、子どもの講座を通じて、親から「ここではこんなに子どもが喜んでいる」などの話を聞くと、嬉しくなる。（代表個人としては、森づくりをご自身のライフワークにしているとのこと。）

〈苦労〉

- ・子どもの講座や養成講座の実施内容などを自分達で企画するが、毎年同じようになってしまう。どう企画するかについて、毎年苦労する。
- ・また、人のマネジメントにも苦労する。会の運営は、対等の人間関係で行っていくことになっているが、実際は難しい。例えば、講習会などのメインキャスターが決まっているのに、実際その場になるとメインキャスターを差し置いて話したり、でしゃばったりする人がいる。

〈疑問に思うこと〉

- ・「森づくり」と「公園管理」の区別が難しい。公園を森で占有していいのかという思いもある。また、公園には「禁止行為」があり、行政の縦割りの弊害もある。

〈後継者育成〉

- ・いかにメンバーを増やすかが一番の課題である。いろんな機会に呼びかけているが、「地の利が悪い」のが欠点である。公共交通機関でのアクセスが悪い。講習会が平日なので、参加する人は定年退職者が多く、若い人は集まらない。

【現場視察】

- ・高木の中に、低木が植えてあった。（これまでの作業で既に植えた後）
- ・企業が寄付したことを示す表示が立っていた。
- ・森の中には、鳥の巣箱も付けられていた。

- ・キャンプ場を見せてもらった。(炊事場の設備なども完備されている。)
- ・「センダン」の木が、周辺の木を枯らすということで、伐採され、積まれていた。
- ・ボランティアと管理センターの方々が森の中で、間伐する木や途中で切る木をお互いに確認し合い、テープなどで印を付けていた。
- ・初めは、互いの成長を競わせるため密に木を植えるが、成長に伴い間引きをすること。どの木を残すかを決め、周りの木を伐採する。また、陽の光の関係をみて、途中で切る場合もある。
- ・子ども用の「ジュズダマ」も植えられていた。
- ・ハウスに戻ると 11 時 50 分。ボランティアの方がハウスに戻り、昼食の用意。
- ・佐久間会長にお礼を述べ、ハウスを後にする。



(2)なごや東山の森づくり

〈概要〉

東山公園・平和公園一帯において、東山動植物園を核に、現状のみどり豊かな環境を保全しつつ、名古屋の緑のシンボルとなるような「なごや東山の森づくり」を、市民・企業・行政の協働により推進している。平成 15 年度に、「なごや東山の森づくり基本構想」を策定・公表し、協働組織である「なごや東山の森づくりの会」（平成 18 年に緑のパートナーに認定）が市民によって設立された。平成 16 年度より、東山公園南部において民有樹林の保全と早期供用をめざし、オアシスの森づくり事業に着手、平成 19 年度には「東山動植物園再生プラン基本計画」を策定し、東山動植物園及び周辺の森の平成 28 年度までの 10 年間の事業内容を定めた。今後も協働による東山の森づくりをすすめ、共生型社会の実現を目指していく。（みどりの年報 2009 より）

〈訪問日時・場所等〉

＊訪問日：平成 21 年 12 月 26 日（土）10 時 00 分から 11 時 50 分

＊訪問者：横井、蟹江、中村、加藤、河村

＊訪問先：なごや東山の森づくりの会 幹事：鬼頭様

【幹事 鬼頭様へのヒアリング】

①なごや東山の森づくりの歩み

- ・昭和 54 年、平和公園の雑木林を破壊して、オリンピックスタジアムの建設候補地となることに反対を唱え、平和公園の自然の調査活動と観察会を始める。
- ・平成 11 年、平和公園の調査、自然の保全、回復活動にも着手。
- ・平成 12 年、「なごや東山の森づくり研究活動会」の発足。森づくりの基本構想と協働の森づくり活動の研究活動に 3 年間かける。平和公園愛護会発足。続いて東山南部愛護会発足。
- ・平成 13 年、研究活動会からの提案を受けて基本構想（案）を作成する。「なごや東山の森づくり協議会」が発足。
- ・平成 15 年、「なごや東山の森づくり基本構想」策定・公表。動植物、地形、水系などの調査を基に、保護・保全・復元・改良・活用の五段階に性格付けし、以下のよう
に 5 つの地区ごとのテーマとイメージを設定。

へいわの森（平和公園北部）

猫ヶ洞池周辺の水辺環境・郷土ゆかりの人物の墓所などの史跡

くらしの森（平和公園南部）

山崎川水源の湿地と周辺樹林地・谷あいに残る里山風景

ふれあいの森（東山公園北部）

東山動植物園名古屋ユースホテル・地下鉄へのアクセス

いのちの森（東山公園中部）

山裾の湧水源や湿地・尾根からの眺望と周辺樹林地

うるおいの森（東山公園南部）

尾根筋、谷筋と変化に富んだ地形・天白川水源の湿地と周辺樹林地

- ・「くらしの森」では、来年の COP10 に向けて、水田や畑の整備が進んでいる。

②なごや東山の森づくりの会について

- ・平成 16 年 2 月 1 日、150 余名（個人、団体、企業）の会員により「なごや東山の森づくりの会」発足。代表 滝川正子氏
- ・平成 21 年 12 月現在、会員数：139（個人・市民団体＝133、企業＝6）
- ・森づくりの会は、「平和公園里山班」、「東山南部里山班」、「子ども東山の森づくり隊」、「ハンノキくらぶ」、「調査活動班」、「広報班」に分かれて活動を行っている。

③当日参加した「東山南部里山班」について

- ・平成 14 年 4 月「東山公園南部愛護会」を立ち上げ、湿地保全や倒木整理など、里山としての森の整備保全活動を実施。その後、平成 16 年 2 月に「なごや東山の森づくりの会」に統合。
- ・「なごや東山の森づくり基本構想」に基づいて多様な生物を育む豊かな森を、保全し育て後世に繋げていくことを目的としている。
- ・活動場所は東山の森南部全域（「いのちの森」「うるおいの森」）（天白溪湿地、一粒荘跡地、藤巻町地内など）
- ・毎月第 4 土曜日に苗場（名古屋高速道緑橋換気塔南駐車場西側）に集合し、10 時～12 時にかけて活動。
- ・湿地や沢止め池などの水辺の整備とその周辺林の保全や藤巻町の樹林地の再生などを行っている。

④資金の工面

- ・会費は、年 2,000 円。
- ・生涯学習センターなどの講習会の講師料。
- ・企業からの寄付金。
- ・名古屋市と「緑のパートナーシップ」を結んでいるため、市から用具の提供がある。（一部、他の団体との共同利用）

⑤なごや東山の森の現状について

- ・昔は、皆が薪を取りに森に来ていたが、生活環境が変わり 30 年以上手つかずとなっている。そのため、成育の早い一部の常緑樹が繁茂し日光を遮り、森がやせ細ってきている。
- ・間伐の作業をしているが、森の面積が広くなかなか間に合っていない。
- ・最近、池や湿地にザリガニが多く生息している。生物多様性の崩壊を危惧している。

⑥事前に準備しておいた質問に対する回答

〈喜び〉

- ・作業をして、森が生き返っていく姿を見るのが一番の喜びである。

〈苦勞〉

- ・毎日現場に出かけ、夜は資料作成などで遅くまで働いている。現役のときよりも忙しいくらいだ。
- ・「子ども東山の森づくり隊」以外は、参加者が高齢化している。

〈後継者育成〉

- ・私（鬼頭さん）は緑のチーフリーダーとして、市内の緑のリーダーの育成に努めている。
- ・東山の森について言えば、過去に養成講座など行ってきたが、受講生のうち、その後の活動に残ってくれるのは1人いればいいほうであった。
- ・最近、養成講座は行っていない。自主的に参加してくれる人を受け入れている。

【体験活動】

- ・参加者は、我々を含めて10名。（鬼頭幹事夫妻、滝田班長、中西氏、市民研究員4名、他2名）
- ・当日の作業は、苗場奥の森の間伐及び倒木整理。一人ひとりにのこぎりと枝切りばさみが手渡され、いざ森の中へ。
- ・地面に落ちている倒木を一か所に集めた。



- ・元気がない枯れ木や、日光を遮っている常緑樹を、のこぎりを使って間伐した。のこぎりを使った間伐の作業は、慣れていないこともあり非常に疲れた。
- ・倒木の整理や間伐した樹木の運搬も、予想以上に重く苦勞した。
- ・2時間の作業では、森のほんの一部の整備しかできなかったが、それでも作業した区域は、森に日光が降り注ぎ、見るからに明るくなっていた。
- ・東山の森づくりのメンバーの方々は、森を良くしたいという一心で、このような活動を継続的にボランティアで行っている。今回体験してみて、活動後の充実感、達成感がメンバーの方々の原動力になっていると感じた。
- ・作業を終え倉庫前に戻ると11時50分。鬼頭さんにお礼を述べ、現地を後にする。



(3)南区 コミュニティーガーデン事業～「学区の花」いっぱい運動～

平成 19 年度から始まった、市民（コミュニティー）参加型活動である。
運営形態が、「行政＝民間団体＝市民」の三位一体型で運営されている。

資金については、平成 19 年度は市民からの募金と区政 100 周年協賛金で実施を開始し、平成 20 年度以降、南区役所まちづくり推進室予算で運営されている。

市民については、各学区で参加者を募り参加している。

今後の活動については、各学区の意向を踏まえ、自立的、継続的活動を行うように、南区役所まちづくり推進室が調整を図る。

【アンケートの概要】

依頼日：平成 21 年 6 月 23 日

依頼先：名古屋市南区役所まちづくり推進室

【アンケート結果】

①調査事業体

南区役所まちづくり推進室

②「学区の花」いっぱい運動発足の経緯

南区区制 100 周年を迎えるにあたり、平成 19 年度、各学区で「学区の花」を選定していただき、区民からの募金を原資とし「学区の花」を植え育てていただいた。20 年度からうるおいのあるまちづくりを推進し、居住するまち（学区）への愛着心の高揚を図ることを目的に運動が発足した。

③事業概要

学区民参加により、学区民自身で植栽・育成を実施する。

植栽・育成には、ある程度の知識が必要なため、以下の講習を実施し、植栽・管理を行う。

- ・植物を育てるために必要な園芸に関する知識の習得。
- ・選定された花の特徴の習得。

④運営形態

主幹：名古屋市南区役所 まちづくり推進室 2 名程度

（魅力ある南区をつくる会）

協力団体：南土木事務所 1 名程度

講座等の委託先：名古屋港ワイルドフラワーガーデン ブルーボネット

（中部電力 新名古屋火力発電所敷地内） 3 名程度

〔特定非営利活動法人 花と緑と健康のまちづくりフォーラム
（名古屋港 ワイルドフラワーガーデン内に拠点） 10 名程度〕

維持管理主幹：各学区民有志 （各学区により異なる）

⑤各学区民有志の募集方法

「学区の花育て方講座 参加者募集」チラシを使用し、各学区町内会で組回覧、

声かけを実施し、有志を募る形態をとった。

⑥資金（原資）

平成 19 年度収入 区民からの募金 (182,000 円) 100 周年協賛金 108,000 円

平成 19 年度支出

材料費 (290,000 円)

平成 20 年度収入 区民からの募金 (なし) まちづくり推進室予算 (670,000 円)

平成 20 年度支出

材料費 (175,600 円)、人件費 (272,400 円)、その他 (222,000 円)

平成 21 年度収入 区民からの募金 (なし) まちづくり推進室予算 (952,000 円)

⑦今後の展開と予算確保について

現在、各学区の活動者との意見交換を行っており、各学区の意向も踏まえ、自主的、継続的な活動が行なえるよう、予算等について検討していく。

⑧南区役所 まちづくり推進室の支援方針（緑被率の考え方）

各学区での活動が自主的、継続的に行なわれるよう支援していく方針である（緑被率について具体的な目標等は現段階では特にない）。

⑨人口減少傾向にある現状から維持管理の問題点はあるか。

150,240 名（H10.4.1）→142,309 名（H20.4.1）：前年比 94.72%（7,931 名減）

維持管理場所も限定されており（各学区 1 ヲ所程度）、人口減少という要因のみで問題が生じるとは考えていない。

⑩各学区（18 学区）の花の選定種別

学区名	選定花	開花時期	種まき時期
明治	キキョウ	6 月～9 月頃	3 月～4 月頃
伝馬	グラジオラス	6 月～10 月頃	3 月～6 月頃
豊田	パンジー	11 月中旬～5 月末頃	8 月～9 月頃
道德	コスモス	6 月中旬～11 月頃	3 月～7 月頃
呼続	スイセン	12 月～3 月頃	9 月～10 月頃
大磯	キキョウ	6 月～9 月頃	3 月～4 月頃
桜	サクラソウ	12 月～5 月頃	6 月 9 月中旬～10 月中旬
菊住	キク	9 月～11 月頃	4 月中旬～5 月頃
春日野	パンジー	11 月中旬～5 月末頃	8 月～9 月頃
笠寺	パンジー	11 月中旬～5 月末頃	8 月～9 月頃
星崎	フタバアオイ	4 月～5 月頃	5 月～6 月頃
笠東	キキョウ	6 月～9 月頃	3 月～4 月頃

大生	サクラソウ	12月～5月頃	6月 9月中旬～10月中旬
宝	ベニバナ	5月～6月頃	3月～4月 9月頃
宝南	ミヤコワスレ	4月～6月頃	
白水	マーガレット	3月～6月頃	
千鳥	チドリソウ	5月～6月頃	10月頃
柴田	コスモス	6月中旬～11月頃	3月～7月頃

⑪各学区における取組状況（現状）

平成19年度に於いて各学区民で「学区の花」を選定し、区役所から配布された種・苗を学区の拠点であるコミュニティセンター等に植栽し育てた。

平成20年度に魅力ある南区をつくる会主催の「学区の花」育て方講座を受講し、コミュニティセンター・公園など学区の状況に応じた人々の集う適切な場所に植栽し、育てた。

平成21年度も、「学区の花」を育てる人材を増やすために、「学区の花育て方講座」受講者を集め、受講する予定である。（運営上の疑問・問題点を解決し、今後の運営を円滑に実施するため、主幹が支援する。）

⑫名古屋南区役所 まちづくり推進室主体事業

（21年度の事業計画として回答いたします）

活動推進のための支援

- ・「学区の花」育て方講座の開催
- ・活動場所整備のための資金補助
- ・活動場所利用のための関係機関との調整

事業についての広報

- ・区民まつり、魅力発見フェスティバルでのPR
- ・広報なごやでの活動報告

（4）中区 花咲く12番ホールのか、南区 呼続花交換クラブ

昨今盛んな「まちづくり活動」は、ほとんどが行政と市民、企業との協働によるものである。緑の創出と保全に関わる団体もしかり。そこで、わが市民研究員グループは、行政との協働ではなく自発的に発生した自主グループを探し、次の二つのグループにたどり着いた。

①中区・花咲く12番ホールのか

広小路通、地下鉄栄12番出入口から東新町交差点間の端から端までの413m。中央分離帯と南側歩道に可憐な黄色いビオラが風に揺れている。

これは、3年前、栄にクラシック専用ホールを創立された、宗次ホールのオーナー・宗次徳二さんが「少しでも きれいな広小路通にしてお客様をお迎えしたいから・・・」と、心を込めて植えられた花。2007年6月から始められた早朝の歩道清掃とともに、筆舌に尽くしがたい、素晴らしい奉仕活動である。ゴミや雑草で埋も



れた花壇や中央分離帯を、まず清掃し、物によっては研磨もし、そこに花を植えられた。夏はポチュラカ、マリーゴールド、ハイビスカスを。冬から春にはビオラを。色はすべて黄色。これはホールを運営するNPO法人・イエロー・エンジェルにも通じる“幸せを運ぶ色”。陽当たりが悪く暗いビル街を、パーッ

2007.10.2

しっかり清掃を行います。



2008.3.17



2008.5.19



2008.6.17



と明るくしてくれる・・・この黄色い花たちは、広小路をそぞろ歩く人々をも和ませてくれている。

2008年3月には、“花咲く12番ホールの会”という名で、名古屋市から「緑のまちづくり活動」と承認された。「花と音楽と掃除の共通点は、人と社会を優しく 穏やかに 心豊かにしてくれること 宗次徳二」

参考資料：宗次ホール 友の会だより

②南区・呼続花交換クラブ

【平成21年9月21日 現場調査・ヒアリング】

「自分たちの町を花いっぱいになろう」というテーマのもとに、平成14年に発足したこのクラブは、萩原育男さんというカリスマ的存在の人物なしには語れない。元公立小学校校長、現在は専門学校講師、自然観察指導員、区政協力委員会・呼続

学区副会長等々を務め、人望も厚い。このリーダーあつての「呼続花交換クラブ」という感を受けた。

南区では、潤いのあるまちづくり推進と、居住する学区への愛着心の高揚を図ることを目的に、平成 19 年度に「学区の花」が選定された。呼続学区の花は「水仙」。「呼続花交換クラブ」では、発足当初から年 2 回、学区内で花交換会を実施しているが、近々、隣の学区（キキョウ）との交換会も行うことになっている。また、今年 2 月には「水仙まつり」を開催し、学区の皆さんとの交流と花交換をするなど、行事は盛りだくさん。

運営資金としては、学区の町民からの「みどりの募金」と、「呼続学区連絡協議会」からの助成金でまかなわれている。これは、リーダーが区政協力委員会に強く関わっていることの賜物と思われる。平成 16 年には、南区が公募した「特色ある区づくり推進事業」に萩原さんが立案・応募して当選し、10 万円を確保した。特別な行事にも学区から助成金が出るなど、資金面でも恵まれている。

このクラブの会員は約 20 名。それぞれの会員が自宅で苗を育てている。自宅で育てるということは、子育てと一緒に、目が良く届き世話をしやすいという長所がある。一カ所に皆が集まって週に 1~2 度世話をするのでは、失敗が多くなる。その苗は、ほとんどが前年に結実した種を蒔いて育てたもので、この事実は“敬服”の一言。なかなかできるものではない。あとは、庭にひとり生えしたものをポット上げしたり、購入した種も一部利用する。特筆すべきは、まだ暑さの残る 9 月中旬に、発泡スチロール箱に保冷剤を入れ 涼しくして発芽を促すという工夫を、目の当たりにしたこと。これは目からウロコ・・・だった。

今回の取材を通じて印象的だったのは、クラブの皆さんが日々忙しくしながらも楽しんで活動している姿と、“花を通じて友達の輪が広がったことが何より嬉しい”との言葉。

訪問したのが 9 月中旬という事もあって、前期花交換会で嫁入りした苗が 町の緑に関わった姿を見られなかったことが、残念だった。この時期は夏の花が終わり、花壇としては美しくない端境期。「水仙」の球根が地中にあり、夏場はその上にインパチェンスを植えてあった呼続公園の斜面も、土が顔を出していた。

【平成 21 年 11 月 28 日 現地調査・ヒアリング結果】

呼続小学校で開催された後期花交換会を見学した。今回で 14 回目の交換会。苗は、早朝 8 時過ぎから次々に搬入され、9 時には校庭に約 3000 株がズラリと並んだ。その頃から学区の人たちが続々と入場し、チューリップの球根、学区の花「水仙」、その他の花の 3 カ所に別れて並んだ人の合計は約 250 人。9 時半にセレモニー開始。10 分後、人波がくずれ、10 時にはほとんどの苗が学区の人たちに貰われていった。

以上 2 団体を紹介したが、このような活動が全市に広がり、あちこちの街角が花いっぱいになれば、名古屋全域が“潤いのある優しい緑あふれる街”になることも夢ではない。



3. 実際に参加している緑のまちづくり活動

昭和区 ゆめ緑道ごきそ

【概要】

JR 中央線東側区界から御器所交差点までの緑道（ごきそ緑道）を、花と緑と笑顔があふれる憩いの場にしようと、花を愛する区民が中心になって立ち上げた。それまでのごきそ緑道は歩道のゴミが目立ち、特に植え込みの整備が不十分な場所はゴミの山。これはなんとか改善しなくてはならないと思い立った住民の発声と、昭和

生涯学習センターの講座（花壇造りをしましょう）を受講した人たちの協力によって、「ゆめ緑道ごきそ」が誕生した。平成 16 年 5 月、昭和土木事務所と決めた規約を作成し、行政、企業、市民の協働で設立。6 年が経過しようとしている平成 22 年 2 月現在の登録会員は、団体会員を含め約 200 名あるが、実際に活動しているのは 50 名位である。資金としては、名古屋市からの まちづくり助成金、名古屋市みどりの協会からの緑のパートナー助成金、団体・企業からの賛助金などで運営し、会費は設立から現在まで徴収していない。

【活動内容】

主な活動は、花苗の種からの育成、花壇・フラワーポットの世話、清掃・除草などで、普段の作業は二手に分かれている。川名公園内の苗場では、毎週木曜日の午前中に多いときで約 10 名、少ないときは 3 名で活動。ごきそ緑道にある 27 の花壇では、各花壇の担当者がそれぞれ都合の良いときに、夏場は毎日の



ように出かけて作業する。そのほか、12 月を除く毎月、会員同士の交流会を行う。その内、講師を依頼しての「緑に関する講演会」を 2 回、「緑に因んだお出かけ」（都市公園や緑地など）を 3 回 実施し、会員同士の親睦を深めている。もうひとつ、会報・「ゆめ緑道ごきそだより」を年 6 回発行し、会員への通知や 外部への広報にも努めている。

他団体との合同活動としては、八事山・興正寺で開催される「八事の森の春まつり」と、鶴舞公園での「区民まつり」に毎年参加し、川名公園の苗場で育った花苗を無料配布している。また、「川名公園・環境学習の森」の樹木育成活動に、会員としてときどき、数名参加するが、これは



協力不足を感じる。外に向けては、昭和区の花・「花しょうぶ栽培講習会」や「寄せ植え講習会」などを主催して、広報なごや等を通じて区民に呼びかけている。また、

依頼があれば、昭和生涯学習センターの講座に協力もする（お世話になる）。これら、外に向けての活動によって、少数ではあるが有力な人材を得ている。

平成 20 年 7 月に、名古屋市から「緑のパートナー」の認定を受けた「ゆめ緑道ごきそ」会員の夢は、ごきそ緑道のみならず、昭和区中が花一杯になること。その大きな夢に向かって、“楽しみながら”をモットーに日々励んでいる。

第6章 他都市の先進事例

1. 鎌倉市（鎌倉市緑の基本計画（概要版）より）

（1）保存樹林・樹木の指定

- ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく、保存樹林等の指定により、鎌倉市の風致の維持に機能する美観的に優れた樹林、樹木、生垣を保全するものである。
- ・保存樹林などの指定を受けた所有者に対しては、その保全の支援のために、奨励金を交付する。

指定対象と奨励金交付の概要

	指定の対象	奨励金	備考
保存樹林	土地の面積が 500 ㎡以上	100 ㎡につき年額 700 円	・健全で、かつ、樹容が美観上優れていること ・指定期間は 3 年
保存樹林（生垣）	生垣の長さが 20m以上	片側面積 10 ㎡につき年額 1,000 円	
保存樹木	1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上	1 本又は 1 株につき年額 2,000 円	
	高さが 15m以上		
	株立ちした樹木で、高さが 3m以上		
	はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 ㎡以上		
上記のほか、美観風致を維持するため特に必要と認められる樹木又はその集団			

実 績

	7 年度	12 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
指定樹林面積 (ha)	361.7	350.4	322.8	319.6	315.4	304.6
指定樹木本数 (本)	356	374	370	368	360	367
指定生垣面積 (㎡)	14,647	14,099	12,893	12,537	11,898	11,802

（2）まち並みのみどりの奨励事業（接道緑化、駐車場の接道緑化）

- ・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが、住宅、店舗、商業ビル、事業所及び駐車場の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度である。
- ・市民の緑化活動に対する助成については、生垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても助成の対象とする。

補助の対象とする接道緑化と補助の概要

対象	接道緑化の延長が 3m 以上
	接道面から 3m 以内に植栽される樹木又は設置される生け垣
	生け垣は、植栽時の高さが 0.5m 以上、かつ、植栽の本数が 0.9m につき 2 本以上
	樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること
	設置後、少なくとも 5 年間は接道緑化として活用すること
	4m 以上の幅員の道路に接していない敷地については、一定のセットバックをすることにより対象とする
補助金	市長が算出した標準経費の 1/2 の額とし、150,000 円を限度とする

実 績

	7 年度	12 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
補助金交付件数	40	49	31	36	27	24
植栽延長 (m)	789.2	699.5	369.7	455.1	338.5	301.7
植栽本数 (本)	2,220	1,930	927	1,169	897	856

(3) グリーンバンク制度

- ・市民が自主的に樹木等の交換等を行うことにより、緑の環境づくりを促進するものである。

制度の概要

登録	樹木等を提供したい人、又は、提供を受けたい人が登録した内容を、(財)鎌倉市公園協会のホームページに記載（期間は 6 か月、更新も可能）
登録できる樹木等	庭木等に活用できるもののほか、草花の苗、種子、球根等も可能
引渡	引渡の時期、場所、費用等は、当事者間で協議し決定

2. 横浜市（横浜市ホームページより）

(1) 名木古木

- ・古くから町の象徴として親しまれ、故事来歴などのある樹木を指定することで、潤いのある市民生活の確保と、都市の美観風致を維持するために昭和 48 年にスタートした。
- ・樹木の所有者による指定の申請が可能であり、指定の推薦もできる。
- ・平成 21 年 4 月 1 日現在、指定されている樹木は、872 本 6 群となっている。

指定対象の概要

	指定の対象
保存樹木	1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上
	高さが15m以上
	灌木類で樹冠直径が3m以上
	はん登性樹木で、枝葉の面積が30 m ² 以上
樹木の集団	生け垣をなす樹木の集団であり、その生け垣の高さが3m以上で、長さが30m以上

指定樹木に対する助成

樹木診断	・ 樹木医が樹木の樹勢、病虫害、損傷等の状態を調べる診断料 ・ 30,000 円を上限に費用の 1/2 を助成金として交付
樹木治療	・ 樹木医による診断の結果、治療の必要性が認められたものの治療費 ・ 300,000 円を上限に費用の 1/2 を助成金として交付
樹木管理	・ 剪定、病虫害の予防、施肥、支柱補修、清掃等の管理費 ・ 150,000 円を上限に費用の 1/2 を助成金として交付

(2)「よこはま協働の森基金」の協働パートナー

- ・ 市民が自主的に集めた資金と、「基金」からの拠出金とをあわせて、市民に身近な小規模樹林地を取得する事業。

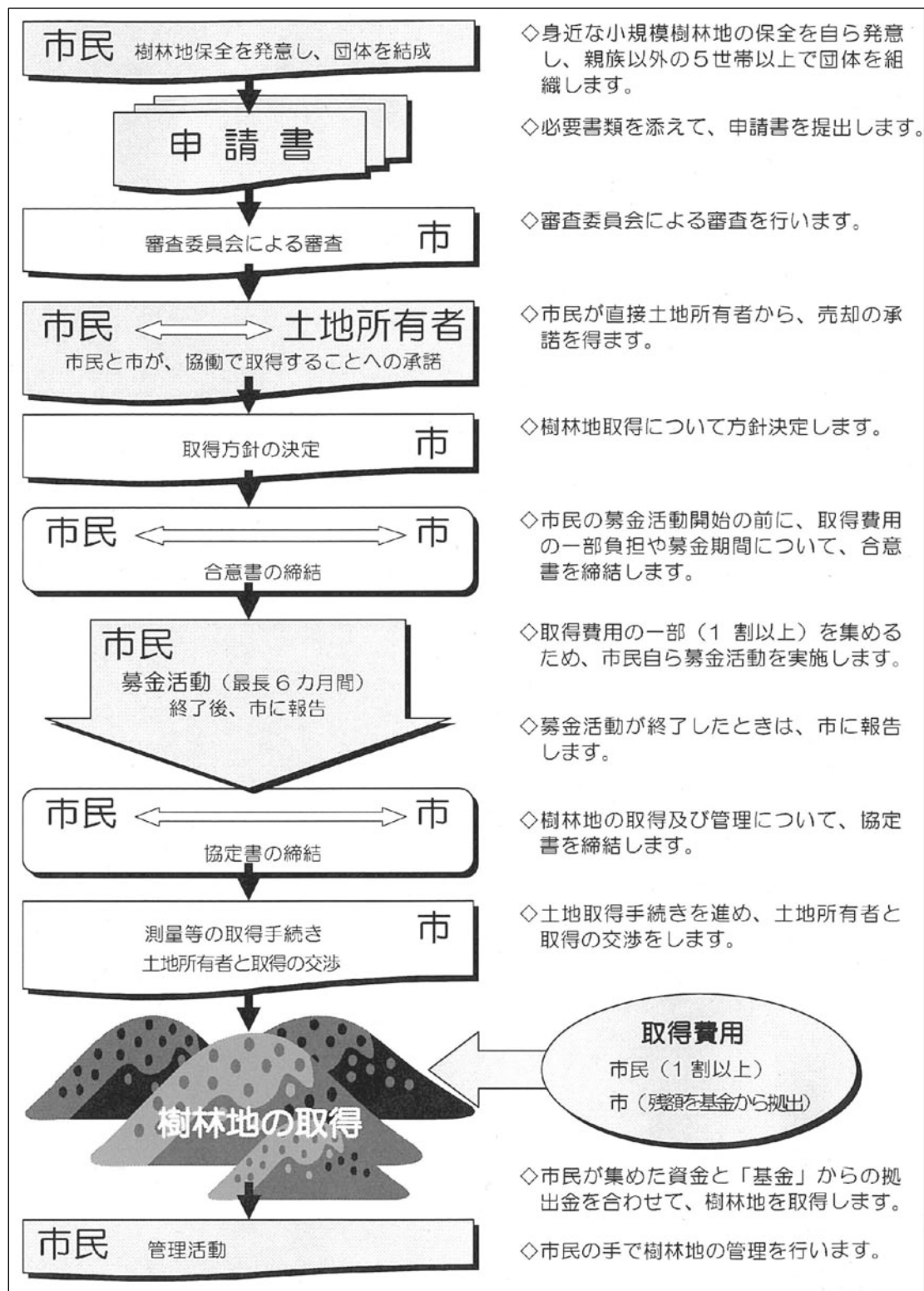
対象となる樹林地

市街地に残る樹林に覆われた良好な緑地で ・ 概ね 1,000 平方メートルから 5,000 平方メートル程度の一団のまとまりのあるもの ・ 境界が確定しているもの ・ 公道に接するか、又は管理用通路が確保できるもの ・ 樹木による日影、倒伏、落下枝等近隣への影響が少ないもの ・ 土地の安全性が確保されていて、隣接地に地滑り、崩落等の恐れがないものなど

申請できる者

・ 団体（市民活動団体、NPO、自治会・町内会等）に限る。 ・ 団体は親族以外の 5 世帯以上の住民で組織することが必要。
--

よこはま協働の森基金事業による樹林地取得の流れ



- ・「よこはま協働の森基金」の趣旨に賛同し、店舗や営業所への募金箱の設置等による募金活動や、制度の PR に協力する事業者、NPO 法人、任意団体等各種団体を「協働パートナー」として登録している。

「協働パートナー」一覧表（抜粋）

企業・団体名	内容
ダイドードリンコ(株)横浜支店 (株)チェリオコーポレーション アサヒカルピスビバレッジ(株)横浜南支店 日本ペプシコーラ販売(株)横浜北支店 (株)伊藤園 横浜港北支店 東京キリンビバレッジサービス(株)横浜南営業所	飲料自動販売機の売り上げからの寄付
緑コンクリート(株)	生コンクリートの出荷量に応じた寄付
クリーニングジャンボ(株)	ポリ袋を有料配布し、その代金を寄付
ユニー(株)	レジ袋販売の収益金の寄付

（３）横浜みどり税（樹林地・農地の保全、緑化の推進、市民参画の促進等）

- ・樹林地や農地の多くが私有地であることから、所有者による緑地の保有を支援し、相続等やむを得ない場合には買い取るとともに、市街地の緑化等を進める。これらの施策を継続して実施していくために、平成 21 年度から「横浜みどり税」を実施している。

横浜みどり税は、個人市民税と法人市民税の、均等割に上乗せする。

制度の概要

実施時期	平成 21 年度から 5 年間
課税の方法	個人：市民税の均等割に年間 900 円（月 75 円）を上乗せ 3,000 円⇒3,900 円 法人：市民税の年間均等割額の 9%相当額を上乗せ
税収規模	約 24 億円（年平均）（個人 16 億円 法人 8 億円）
用途	・ 公有地化等樹林地・農地の保全 ・ 緑化の推進 ・ 維持管理の充実による緑の質の向上 ・ 市民参画の促進 などの施策や事業に充てる

第7章 課題の整理

1. 住宅地の緑の現状について

- ・個人の努力による住宅の緑の保全・創出という意識が低下しているのではないかな。
- ・1戸建て住宅の場合、住宅の庭は車の駐車場が優先され、庭の樹木や草花が少なくなっている。
- ・住宅の建て替え時に緑を保全するには、コストと労力が必要である。
- ・住宅が壊され、駐車場やマンションになると、緑が極端に減少する。
- ・地下鉄名城線（環状化）の開通により、沿線で高層マンションの建設が進み緑被率が減少した。
- ・平成20年10月31日から、緑化地域制度によって、建設時に一定の緑化が義務付けられたが、基準以上の緑化を行い、建設前の緑を確保するかどうかは業者任せである。
- ・緑化地域制度適用外（300㎡未満）の敷地における緑の創出が課題である。
- ・月極め駐車場、コインパーキングのいずれにおいても緑は皆無である。

2. 保存樹制度について

- ・近年、保存樹は概ねすべての区で減少傾向にある。
- ・保存樹は、住民からの積極的な申請ではなく、土木事務所の調査によって指定している。
- ・保存樹には、樹木の高さや幹の太さの規定があるため、木の種類が絞られてしまう。
- ・保存樹は主に寺社の樹木を指定しており、民間（住宅や工場内）の樹木の指定はほとんど見られない。
- ・緑のまちづくり条例によって、「樹木の集団」（その集団の存する土地の面積が300㎡以上500㎡未満）も指定することができるが、実際には指定されていない。

3. 公園や街路樹の管理について

- ・財政状況が厳しくなる中で、公園や街路樹の維持管理費の十分な確保が難しい。
- ・町内会や子ども会などの弱体化（解散）に伴い、公園や道路の清掃、草取りなどの活動が少なくなった。
- ・子ども会に代わるような、高齢者の活動組織づくりが十分にできていない。老人会はあるが、定年退職した団塊世代の参加や活動のための組織づくりが十分でない。

①都市公園

- ・計画や公園づくりの段階から維持管理、利用まで住民とワークショップによって決めていく「みんなのアイデア公園」が増えていない。
- ・近くの公園などは、人間より犬の散歩に利用されており、犬の糞などで環境も悪くなっている。

- ・公園を使った地域活動の使用が少なくなっている。

②街路樹

- ・街路樹の落ち葉による雨水管の目詰まりや周辺住民からのクレーム、あらかじめ決まったスケジュールなどによって、落葉する前に土木事務所が剪定してしまう場合もある。その結果、街路樹の自然の姿が壊され、都市の魅力が減少している。

4. どんぐり広場について

- ・公園との違いを利用者が認識していないため、幼児の遊び場という本来の目的以外の利用が多い。
- ・緑の創出に十分活かされていない。
- ・どんぐり広場は、市内中心部に多く整備されているが、市内中心部には幼児・児童が少なく、需給のギャップが生じていると考えられる。
- ・管理するうえでもっとも大変なのが、秋の落ち葉である。これは街路樹、公園等の都市の緑地の共通課題である。
- ・管理者の多くが町内会という地域組織であるため管理の負担を軽減している一方、すべての管理を町内会長に任せているという広場も多く、会長が1、2年の任期で交代してしまうと継続的な運営に支障が生じる。
- ・中区のどんぐり広場の廃止の理由を担当者に問い合わせたところ、「管理者から、管理できなくなったと連絡があったため」との回答が返ってきた。管理者がいなくなると広場の維持ができなくなるということが、この制度の欠陥である。

5. 市民活動団体について

現地調査やヒアリングを行ったところ、次のような課題が浮かび上がった。

①後継者の育成

- ・リーダーが高齢である活動組織が多い。
- ・リーダーとなる人材の後継者育成をどのように実施するのか。人材の育成が上手くいかないため、後継者問題が生じている活動団体もある。

②会員の確保

- ・普段の活動には、若手の参加がほとんどない。若手の参加者をいかに増加させていくのが課題である。
- ・新しい会員（メンバー）の確保のためのPRが十分でないと思われる。
- ・継続的な活動や人材確保のためには、現在平日の昼間に実施している活動形態の変更も考える必要がある。

③予算の確保

- ・市からの予算が確保できなくなった場合、活動を継続できるかどうか心配な活動団体がある。

- ・人間関係を通じて学区連絡協議会とうまく連携している活動団体もあるが、その連携が途絶えたら、現在のような理解・協力は望めないかもしれない。

④活動内容等

- ・活動内容が一部の人に委ねられ、市の政策に合致しているのか明確でないと思われる活動がある。
- ・講習会のマンネリ化を防止するためのアイデアづくりに苦労している活動もある。
- ・活動内容がどれだけ市民に PR できているか、賛同が得られているのかという疑問もある。
- ・「弁当とケガは自分もち」の活動も多い。

6. 実際に参加している緑のまちづくり活動について

- ・会員の高齢化。平均年齢は 70 才くらいと思われる。60 才前後の主婦の参加はあるが、定年直後の男性が少ない。相手が花なので女性っぽいイメージがあるのか、そのわりに力仕事で汚れ仕事であるためか、男性の参加が鈍い。
- ・会費を徴収していないからか、名ばかりの会員が多い。一度 調査をして整理したが、また増えてしまった。会費徴収の是非を検討する時期に来ているのかもしれない。

第8章 施策の提言

1. 緑を減少させないための施策（緑の保全）

(1)住宅地の緑を減少させないための施策

- ・住宅地で民有地の緑が豊富な場所では、街路樹の役割が低いので、歩道が狭い場合には街路樹を植えず、生垣など街路に面する民有地の緑の確保、創出を図るため、生垣の長さや緑の量に応じて減税などの優遇措置を講ずる。あるいは、街路樹の維持管理費の軽減に見合った財源で生垣などの緑に奨励金を出す。
- ・現在の緑化地域制度を改正し、大規模なマンションやビルを建設する場合には、容積、居住者数などによって緑化面積を決定することとする。ベランダや通路にも緑を植える。

(2)保存樹制度の拡充

- ・由緒ある個人所有の樹木の保全を行うためにも、行政が積極的に調査を行い、保存樹を認定していく。
- ・横浜市が行っているように、所有者から保存樹指定の申請が行えるシステムや第三者から推薦できるシステムを構築し、積極的に指定する。
- ・「樹木の集団」の指定については、横浜市や鎌倉市のように積極的に指定する。また、「その集団の存する土地の面積が 300 m²以上 500 m²未満」という規程を緩和し、5、6 本だけの集団でも指定できるようにする。
- ・保存樹の認定により、年間管理費の支給や樹木医の診断を行っているが、金額が少額である。名木を後世へ伝承するためにも保存のための予算を少しでも増やす。横浜市では、剪定、病虫害の予防、施肥、支柱補修、清掃等の管理費に対して、150,000 円を上限に費用の 1/2 を助成金として交付している。この例を参考にした施策を講ずる。
- ・保存樹のマップをつくり、観光資源として活用する。

(3)公園や街路樹の管理

- ・地域委員会を活用した、公園や街路樹の維持管理システムを検討する。

①公園

- ・公園管理の一環として、花木の植樹を行う市民団体（NPO 法人）に依頼し、長期的にボランティア支援をお願いする仕組みづくりが必要である。各土木事務所による協力体制を充実させて実施する。
- ・なごや西の森づくりは、市民の力を活用して緑を創出しており、大いに参考になる。
- ・町内会の団体と協議し、みんなで集う機会を公園で設ける。
- ・企業に呼びかけ、オープンマーケットに活用してもらう。

②街路樹

- ・街路樹を利用した剪定コンテストを行う。
- ・町内会などと協力して、イチョウ拾いなどの機会を作り、住民が一緒になって実を取るとともに、落ち葉の清掃イベントを行う。住民が喜んで参加する機会を作る。
- ・道路沿いの民家や店舗は街路樹からの恩恵を受けているので、将来的には、道路沿いの希望者に対して補助金を交付し、プランターを街路に配置することなども含めて、歩道と街路樹の管理を行ってもら制度の構築を目指す。
- ・街路樹の落ち葉清掃は、どこも大きな問題を抱えている。目の前に住んでいる一部の人だけでなく、地域住民が協力して清掃するよう、市から区政協力委員に呼びかけ実行する。

(4)グリーンバンク制度

- ・名古屋市のグリーンバンク制度は、やむを得ない事情により不要となって除去される私人の所有する樹木のうち、緑化に適する樹木を所有者から無償提供してもらい、当該樹木の生育する区の区域内の公園に移植する事業である。近年は、当制度の活用が大幅に減少しているので、もっと PR して制度の活用を図る。
- ・一方、鎌倉市の制度は、樹木等を提供したい人と提供を受けたい人の情報を、(財)鎌倉市公園協会のホームページで公表し、個人間で自由にやり取りする制度である。この制度は、市の費用も少なく済むので、一度、導入してみる価値はある。

(5)緑を減少させたら、代替地に緑を植樹する制度

- ・緑は、マンション建設や駐車場化により減少する。このような現実から、緑を減らしたら、どこか別の場所で緑を増やす（森を作っている公園で植樹するなど）制度を構築し、減少に歯止めをかける。

2. 緑を増やすための施策（緑の創出）

(1)住宅地の緑を増やすための施策

①住宅

- ・住宅の壁面をセットバックして緑を創出する場合には、敷地の固定資産税の優遇措置をとる。
- ・古い住宅は一般的に豊富な緑と共存していることが多いが、そのような住宅の取り壊しによって緑も失われるので、古い住宅を取り壊さなくても済むような制度が必要。また、やむを得ず住宅が壊されたとしても、樹木や草花を植えたり、貸し農園にするなどの緑を残すことを奨励する制度が必要。
- ・市民に対し、私有地、すなわち庭や家の周りなどに 緑を植える余地があれば、そこを緑化して欲しいと広く訴える。これは、市長が折ある毎に呼びかけていた

くと、一層効果がある。

- ・費用がかからないように、自分たちで剪定できる木を植え、背丈の伸びない草花を育てる。塀はブロックやコンクリートでなく生け垣に、夏にはヘチマ、朝顔、ゴーヤなどで緑のカーテンをつくる。
- ・鎌倉市が導入している、住宅、店舗、商業ビル、事業所の接道部を緑化するための助成制度の導入を図る。

②駐車場

- ・名古屋工業大学の研究グループと民間 5 社が協力し、中区錦二丁目のコインパーキングで、駐車場の緑化や建物の壁面緑化の社会実験を行っている（中日新聞夕刊 資料編参照）。その結果を見守りながら、全市的にこの活動を普及させる制度の構築を検討する。
- ・不動産仲介業が、名古屋駅からすぐの住宅街の駐車場の一面を貸農園として活用している（中日新聞夕刊 資料編参照）。駐車場代よりも貸農園の収入が多ければ普及すると考えられるので、市の補助金や税制のあり方などについて検討する。
- ・青空駐車場のフェンスの緑化や、車 1 台に対して 1 プランターの設置を義務化し、少しでも緑を増やすとともに、排気ガスの有害性も緩和する。
- ・鎌倉市が導入している、駐車場の接道部を緑化するための助成制度の導入を図る。

(2)「どんぐり広場型緑地制度」への転換

- ・「どんぐり広場型緑地制度」とは、その設置目的を、現在の「幼児の遊び場」から、「地域公共空間」に転換させる提案である。
- ・どんぐり広場が多数整備されている市内中心部は、少子化の影響で、幼児・児童の遊び場としての機能が必ずしも必要ではない可能性がある。地主や管理者の考えを尊重し、広場の計画、運営を行ってもらう。公共空間である広場をどう生かしていくのか地域で考えるシステムを市が構築する。
- ・現在、主な管理者は町内会長であるが、任期が短い地区もあるため、利用者自らが管理する制度の構築を検討する。例えば、学校、近くの会社、コンビニなどに管理を依頼する。これにより、継続的な管理が期待できる。
- ・「どんぐり広場型緑地制度」においても、現在の税の減免措置を継続する。さらに、「身近な緑」の創出のために、広場に樹木を植え、育てる場合には、補助金を交付できるよう新たな制度を導入する。
- ・どんぐり広場の多くが、市内中心部の市街地、住宅地に立地していることから、ここに樹木を植えれば都市部の限られた空間での緑化の拡大に繋がる。また、空き家や駐車場がどんぐり広場に転換すれば、緑地の拡大も期待できる。

- ・どんぐり広場に設置する遊具等の規定は、管理負担の軽減の観点からも見直す必要がある。くずかごについては、公共施設にさえ設置していない現状では設置する必要はない。くずかごに要する費用を緑化の費用に充当する。
- ・「どんぐり広場型緑地」の維持・管理については、「市民のために最も効果的な方法は？」という観点に立って、事前に関係部局、区役所が協議し、管轄する部署を決めて責任を明確にする。
- ・街区公園などにおいても、このどんぐり広場の提案を活用する。

(3)プランター緑化の推進

- ・プランター緑化は、使用する土壌が小規模で済むメリットがあるので、積極的に推進する。
- ・マンションの屋上緑化では、10 数年に 1 回の割合で防水シートの張替が必要となるため、プランターでの緑地化を推奨する。
- ・鉄道駅のプラットフォームなどにプランター緑化を義務づける代わりに、税制の優遇を行う。
- ・市は希望する家庭にプランターを支給して、住宅の緑を増やす。(例えば、毎年 1 月に希望を確認して、4 月ごろ支給する。)
- ・どんぐり広場の緑化手法としてプランター緑地化もよい。
- ・ただし、プランターは持ち運びが比較的容易なため、盗難の可能性もあることに留意する必要がある。

3. 市民等との協働による緑のまちづくり

(1)市民活動団体の活性化

①市民活動の拡大

- ・市民活動団体による草花緑化は、行政、企業、市民の協働によって、南区方式とは別に、昭和区、緑区、千種区、名東区、守山区等においても既に実施されている。これらを残る各区に広げれば、全市の草花緑化は不可能ではない。
- ・各区の市民団体が枝葉を伸ばし、区全体に広がっていけば、名古屋市全域が草花でつながり、緑の創出の一翼を担うことになる。これを実現するには、各区のまちづくり推進室の姿勢が重要なポイントになる。地域委員会なども活用しながら、高齢者を呼び込んで、まちの緑化の種火を付ける。

②後継者の育成・会員の募集

- ・新しい会員（メンバー）の募集に対して、市及び団体は、あらゆる媒体を使って会員募集を定期的に行う。
- ・会員教育の講習会は、市民が参加しやすいように、休日や夜間に行う。
- ・定期的に市民参加型のイベントを開催し、市民の参加を呼びかける。

(例えば、春休みには植樹祭り、夏休みには草刈り祭り、冬休みには、間伐祭りなどを開催し、親子の参加を呼びかける。)

- ・各団体の交流会を開催する。他の団体の活動にも参加し、相互に協力する。

(例えば、毎月第1日曜日は、西の森の活動日とし、この日は他の団体が西の森の活動に参加する。第3日曜日は、東山の森の活動日とし、他の団体が参加する。

このような機会を通じてそれぞれの団体の活動内容を理解するとともに、活動・交流を通じて、メンバーを増やし、後継者の育成を行う。)

- ・傷害保険の加入については、参加する個人が支払うのではなくて、市やみどりの協会がきちんと加入できるシステムを構築し、金銭的支援も行う。

③新たな活動団体の創出

- ・市、区役所や生涯学習センターが、地域の退職者や団地の人たちを対象に新しいボランティア団体を募集する。この団体に街路樹や公園の管理などを委嘱する。ボランティアとして協力する人たちに対しては、金銭的な支援も行う。
- ・福祉園芸の推進を図る。社会的弱者の方々（高齢者・障がい者など）に、花の苗を植える体験活動をしてもらうことで、安らぎなどを肌で感じていただき、緑に対する理解を深めてもらう。

(2)緑化賞等の創設

- ・名古屋には、緑に関する賞がないので、新たに創設する。
- ・ガーデニングに関する賞を創設し、ガーデナーを増やすことに貢献する。ガーデナーが増加することで、まちに美しい緑が溢れる。
- ・永続的に緑化を維持している個人・団体への賞を創設する。長年にわたり管理・保全している方々の榮譽をたたえ賞賛することで、次世代の伝承が行いやすくなる。
- ・毎年、年度当初に「緑化モデル事業」を公募する。公共の場及び民有地で緑化を行う事業案を募集して、成果が期待できる事業に助成金を交付し、市民団体に緑化を行ってもらう。

(例えば、幼稚園・小学校などに緑のカーテン（トンネル）を作る。理科の教材にもなる。)

(3)緑に関する税制や寄付制度

- ・「よこはま協働の森基金」は、市民が自主的に集めた資金と、基金からの拠出金とをあわせて、市民が保全したいと思う身近な小規模樹林地を自らの発意で取得することができる制度である。このような制度があれば、「平針の里山」の問題も起きなかつただろう。また、横浜市のように企業を巻き込んだ仕組みを名古屋市にも導入する。

- ・横浜市では、平成 21 年度から「横浜みどり税」を徴収している。この税金を活用し、所有者による緑地の保有の支援や相続等やむを得ない場合の買い取り、市街地の緑化事業などを進めている。緑豊かな名古屋の未来を実現するためには、このような形で市民の協力を得ることも検討し、今回提言している施策の費用にも充当する。

(4) 緑のまちづくりに関する PR 方法の工夫

- ・緑のまちづくり条例やそれに伴う緑のまちづくり事業の PR が弱いので、TV 広報、広報なごや、回覧板などの市の広報ツールを有効利用して積極的に PR する。そこで、保存樹や愛護会などの募集を行う。また、広報なごやの各区版に緑の案内記事を連載する。
- ・緑の多い地区や見どころをまとめた「緑のガイドブック」、都心近くで森林浴ができるスポットや夏期に涼めるスポットを紹介する「情報誌」、保存樹の場所や謂われを紹介する「保存樹の散策マップ」など作成し、観光案内所などで一般配布する。一般地元新聞にも取り上げてもらおうと、読者が多いのでより効果がある。
- ・緑の創出に励んでいる団体や個人を紹介する記事を、一般地元新聞の地方版に定期掲載してもらうことが、効果大と思われる。市の担当課から依頼していただきたい。
- ・壁面緑化や屋上緑化には助成制度があることをしっかり PR し、“協力してください”と訴えることが大切である。市長の発信力も活用する。
- ・名古屋市には「なごや緑の相談所ネット」が 4 ヶ所あり、そこには専任の相談員が常駐しているので、大いに利用すると良い。(資料編参照)

(5) 行政組織の見直し・意識変革

- ・緑に関する基本的な実施事項を関係部局で協議すべきである。緑の政策においては、緑政土木局本庁、各土木事務所、区のまちづくり推進室、みどりの協会、名古屋都市センターなどが関わっているが、これらがバラバラの動きでは効果的な施策は行えない。縦割り行政の弊害を無くすための協議会を設置して、これら関係部署が「緑の維持・管理・向上」について協議し、統一した方針の基に、効果的な施策を実施することが必要である。
- ・数値目標を設定し、その実行を行い、結果のチェックを行う。
- ・市は率先垂範して樹木・花木を植える。

(6) 実際に緑のまちづくり活動に参加している立場からの提言

①市の予算や基金による助成金の使途の明確化と有効活用

- ・緑の維持・確保は無料ではできない。維持・確保のために必要な予算を確保する

必要がある。ただし、支出については、効果的かどうかチェックする必要がある。旧態以前の支出のあり方は見直す必要がある。

- ・限られた資金を有効活用するために、本当に動いてくれる団体に効果的に配分する必要がある。参加する個人にも、交通費ぐらいは支給すべきである。
- ・街路樹やどんぐり広場の管理に対して助成金が出ているが、実際に落ち葉清掃やどんぐり広場の管理をしている人達にしっかり資金が回るようにしたほうが良い。「月 1 回くらい街路のゴミ拾いをしている子ども会などにお礼金を出している」と聞いたことがある。そういうことはボランティアでしてもらい、ほんとうに重労働の落ち葉清掃を定期的に行っている人達にお礼を出すべきではないか。一考していただきたい。
- ・緑化に協力している市民団体の申請に基づき、安定した助成金を交付する制度を構築する。

②人情味あふれる声かけ運動

- ・緑のまちづくり活動で花壇の手入れをしていると、「ご苦労様、いつも綺麗にしてくれてありがとう」と声を掛けてくださる方がある。この言葉一つで、「苦労が報われる」とか「そのひと言が嬉しい」とか、仲間は皆そう言う。このひと言を役所の皆さんにしていきたいと願う。現区長をはじめ、声かけしていただける方はあるが、その数は少ない。役所の皆さんの声掛け一つで、名古屋の街が、私たちのハートが温かくなる。
- ・また、緑は広く市民共有の財産であり、社会的共通資本といえるべきものなので、緑から受ける恩恵に見合った緑の保全と創出に協力することが市民として必要である。声掛け運動は、市民が自覚を持つための第一歩でもある。

コラム ～研究員の「イチ押し緑」の紹介～

市民研究員が各自、名古屋市内のお勧めできる身近な緑を探して写真に収めました。「イチ押し緑」と題してご紹介します。

〈横井〉

村上社のくすのき

- ・市営地下鉄 桜通線鶴里駅
徒歩約 6 分にある、村上社の
くすのき（名古屋市南区）。
幹回り約 12m・樹高約 20m
の迫力あるくすのきで、名古屋
市南区では最大ではない
でしょうか（旧東海道、鳴海
と桜台を結ぶ船の目印にも
なったほどの樹木である）。
知る人ぞ知る銘木です。



〈蟹江〉

為三郎記念館

- ・黒塀から溢れ出し、天に向かって高く伸び
る木々。先人が残してくれた深い緑を、現
在も維持し公開していただけるというこ
とは、有り難く嬉しいことです。道行く人々
を圧倒するほどのこの緑は、コンクリート
ジャングルの中で生きる都会人の心身をリ
フレッシュさせてくれます。入館して丹精
された庭を眺めれば、ゆったりとした至福
の時間が過ごせる、私の大好きな“緑”です。



〈加藤〉

北区にある緑豊かなどんぐり広場

- ・本研究で提案した「どんぐり広場」の写真です。管理者の方がとてもよく管理されていて、住宅街のいいアクセントになっています。管理者の方に脱帽です。



〈中村〉

大曽根から名古屋ドーム方向の道：三菱関係会社の緑

- ・会社は、樹木を植えて、キチンと管理をしておられます。道路側から見られる低木樹木には、名札も付けてあり、樹木の名前も覚えられます。桜の花も素晴らしいです。



ので、次回の打ち合わせで分類したい。

- ・研究をどのように進めていくのか、皆さんの意志の統一が必要。

【西澤アドバイザーからの提案】

〈前提条件〉

- ・緑に対する考え方は個々人違うし、違っていい。ただし、自分とは違う考え方があることを認識することが必要。

〈研究イメージ〉

①緑と市民（個人・団体）の関わり

- ・公園などの使い方
- ・緑の保全・創出に関する市民活動
- ・NPO の活動 など

②どんな緑があるか

- ・公共スペース（公園、街路樹、保存樹）
- ・個人所有の緑（都心、既成市街地、新市街地）
 - ・ どう把握するのか。（緑の写真募集も一つの手段）
 - ・ 研究員の実感が大切

○それぞれ事例を集めて、それを深掘りしていく研究方法も一つのアイデア。

○個々人の緑に関する考え方の違いを把握するため、また、研究対象事例の掘り起こしのために、次回の打ち合わせのときに、各研究員の思いにマッチ（若しくはミスマッチ）した緑の写真を持ち寄る。

第2回 打ち合せ

日 時：平成 21 年 5 月 24 日（日）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：加藤・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【打ち合わせ内容】

○市民募集の「緑の写真」の分類区分

「緑の写真」は人工の緑。それらを区分する切り口としては、

- ・時間：長・短
- ・場所：密集地・住宅地・郊外
- ・規模：大・中・小・無
- ・種類：樹木・草花

○実際に「緑の写真」を区分

「場所」で区分すれば、他の要素も繁栄される。

- ・密集地：14, 25, 26, 28, 34, 43, 46, 48
- ・住宅地：2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 33, 45, 47, 53, 56, 61

- ・郊 外：59, 60, 62
- ・その他：16, 35(ノリタケの森), 17(東邦ガス), 19(南山教会), 39(揚輝荘), 54, 55(寺)

○「緑の写真」及び研究員が持ち寄った写真から気付くこと

	大(敷地)	中(敷地)	小(敷地)	無(敷地)
密集地			○	壁面緑化
住宅地	近隣との緑の連続性によって実現可能	○	○	
郊外	耕地・水田 雑木林	○		

- ・緑の所有者は個人だが、役割は公共性が高い。
- ・住宅地でも、個人の努力で結果として緑の連続性が保たれる。
- ・敷地面積によって、植えられる樹木が違う。街並みが違う。
- ・住宅地や郊外では、土地の使い方の変化や、分筆、建替え（戸建→マンション）などによって緑が減少していく。
- ・どんぐり広場には緑の創出という発想がない。管理者の意識次第。
- ・緑化地域制度適用外（300 m²未満）の敷地における緑の創出が課題。
- ・現在、空地が駐車場に利用転換される事例が多いが、耕作地に転換できないだろうか。

○「なぜ緑が減少しているのか」に関する考察

- ・緑の維持管理には費用がかかる。
- ・特に住宅建替え時に緑を保全するには、コストと労力が必要。
- ・町内会などの協力具合「地域力」の低下。←あいまいさが大切

○都心の緑に関する考察

- ・自転車道整備（伏見通）のために緑をなくすことは、施策として矛盾している。
- ・落葉が嫌だという理由で季節はずれの剪定をすることは、都市の魅力を減少させる。
- ・駐車場を芝生化できないだろうか。
- ・街路樹を維持管理する団体へのボーナス制度を提案できないだろうか（税の減免など）。

○今後の研究の進め方

- ・現状分析

↓

- ・対策の検討/提言（市役所へ、市民へ・・・様々な切り口の提言がある）

第3回 打ち合せ

日 時：平成21年6月13日（土）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

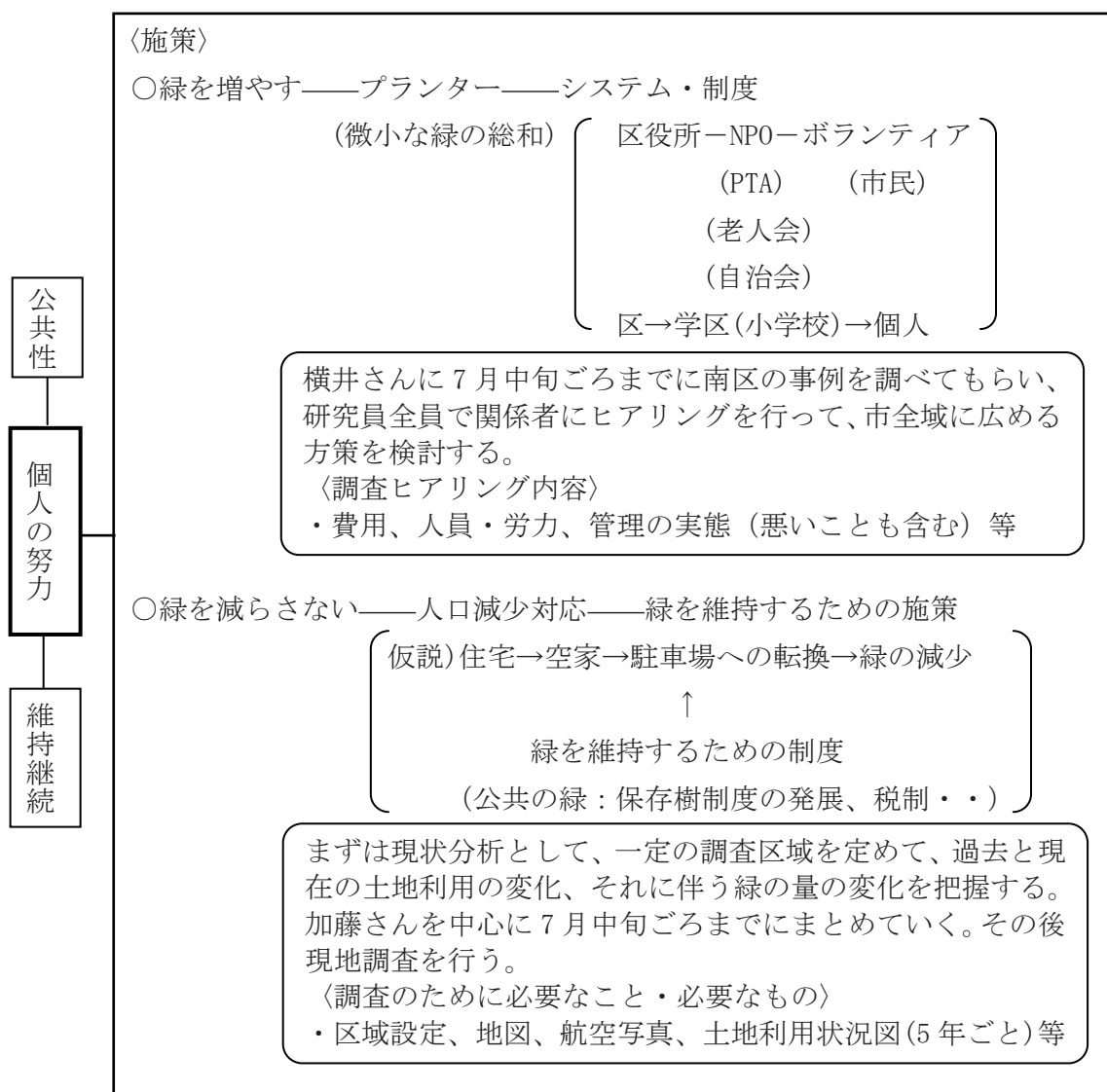
出席者：横井・加藤・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【打ち合わせ内容】

○研究の前段として：・なぜ緑を増やすのか、なぜ緑が減るとまずいのか、という問いに対する本研究としての解答が必要→「まちの質的向上」

・市民目線の調査なので、地球温暖化、CO₂削減、緑被率の向上など大上段に構えなくでもいいのではないかな。

○施策調査に入る前に：・現在行われている緑のまちづくり活動や制度についてまとめておく必要がある。（愛護会はなぜうまく機能していないかなども含めて）



〈その他の調査〉

- お気に入りの市内の緑（民有地）を紹介する。（個人のイチ押し緑、コース設定）
 - ・蟹江さんのお気に入りの緑を横井さんと一緒に撮影に行く
 - ・研究員それぞれ、イチ押し緑を探す
- コインパーキング、月極め駐車場の緑化を促す（義務付ける）制度について検討する。
 - ・緑を増やす、緑を減らさない、両方にまたがる施策である。
- 保存樹制度について整理しておく。
 - ・面的な緑に対する指定ある？
- 緑化賞など、褒めてあげる制度の提案も必要ではないか。

第4回 打ち合せ

日 時：平成21年6月21日（日）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・加藤・中村・蟹江・河村研究員

【打ち合わせ内容】

〈緑を減らさない施策について〉

- 調査検討する地区は、
 - ①中村さんの住んでいる守山区新城周辺
 - ②蟹江さんの住んでいる昭和区御器所周辺
 - どちらの地区も、幹線道路沿いの地区と、その奥の低層住宅地区とのコントラストが面白そう。
 - 7月14日～17日の間に、加藤さんと河村が市都市計画課へ行き、2地区の緑の移り変わりを航空写真等で確認する。
 - 古今の住宅地図や学区図、土地利用状況図があると調べやすい。
 - 導かれる結論のイメージ（建替え、駐車場化による緑の減少に対する支援）
 - ・建替えの際に緑を保全・創出するための補助制度・税収優遇
 - ・駐車場にする際に緑を保全・創出するための補助制度・税収優遇策
 - ・生産緑地指定の簡素化
 - ・保存樹制度の拡充
 - ・どんぐり広場の活用 など
 - 中村さんと蟹江さんには事前に町内を歩いてもらい、状況把握をしてもらう。
 - この研究の期間中に、建替え予定の敷地の建替え前と後の写真が撮れると面白い。
- 〈公共空間（道路、公園等）の緑について〉
- 公共空間の緑は、今回の研究テーマの対象外だが、基礎データとして調べておく必要はある。

〈緑を増やす施策について〉

○横井さんから、南区コミュニティーガーデン事業の説明あり。

○今後、アンケートやヒアリングを行って、より市民が参加しやすいシステムを考えていく。

第5回 打ち合せ

日 時：平成21年7月19日（日）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・加藤・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【打ち合わせ内容】

〈緑を増やす施策について〉

○横井さんから、南区コミュニティーガーデン事業の説明あり。

○アンケート結果の報告。

○ボランティア任せのところがあり、区役所との連携がうまくいっていない様子。

○区役所は、来年度までは予算があるが、その後は未定。

○予算が無くなったときの対応⇒担い手がいれば存続可能。

○PRの方法も課題。

○より市民が参加しやすいシステムを考えていく必要がある。

〈緑を減らさない施策について〉

○調査検討する地区、

- ・中村さんが住んでいる守山区新城周辺、蟹江さんが住んでいる昭和区御器所周辺は、緑の量の変化が航空写真では確認できなかった。

- ・そこで、地下鉄環状線が開通した八事周辺を調査対象とする。

（H7とH17の航空写真を入手済み）

○緑の量の測定方法が課題。

- ・市が緑化率を測定している方法を調べる。

- ・住宅地図や学区図、土地利用状況図があると調べやすい。

〈緑のデータ整理について〉

○中村さんより各種データの提出あり。

第6回 打ち合せ

日 時：平成21年8月9日（日）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：加藤・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【打ち合わせ内容】

目次の内容について

1. はじめに

- なぜ緑を増やすのか、なぜ減少するとまずいのか
- 持続可能な都市（CO₂削減）
- 心、癒し、見た目、潤い、景観：緑の維持・増加を中心に
- 緑が維持できるコミュニティの強化、コミュニケーション

2. 緑の写真募集に関する考察

- まちの緑の分類
- 一人数枚写真を選んでコメント（褒める）←次回の打ち合わせで検討

3. 現状分析

- 緑に関する基礎的な公表データのまとめ（みどりの年報など）
- 八事地区の地下鉄環状線開業前と後の変化（グーグルアースなど利用）
- 現地調査（保存樹、上山町どんぐり広場など）

4. 緑のまちづくり活動（NPO 団体等）や制度の整理

- 制度の整理（保存樹制度、緑化地域制度、どんぐり広場など）
- 活動団体の整理・分類と紹介
 - ・南区コミュニティガーデン事業
 - ・花いっぱい運動（呼続）など

5. 提言

- 八事地区を事例に、緑を減少させないようにするには？
- 現在行われている緑を増やす取り組みを充実・拡充させるためには？
- 緑のまちづくり活動団体を活性化・増加させるためには？
- 緑の褒賞制度の提案

（ キーワード：南区コミュニティガーデン事業、花いっぱい運動（呼続）
助成制度、税制、保存樹制度、駐車場の緑化、どんぐり広場
景観賞、街路樹、コミュニティ、実際に活動している立場から ）

コラム

- 研究員のイチ押し緑の紹介
 - ・研究員が一つずつ市内の「イチ押し緑」を探してくる。

第7回 打ち合せ

日 時：平成 21 年 9 月 4 日（日）9:00～11:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・中村・蟹江・河村研究員

【打ち合わせ内容】

- 緑に関する制度、基礎的データの整理
 - ⇒中村：「2008 みどりの年報」より資料の作成・提出

○緑のまちづくり活動団体の整理

⇒河村：「緑のまちづくりパートナーシップ加盟団体（名古屋市みどりの協会）」、
「緑のパートナー認定団体（名古屋市緑化推進課）」の資料提出

○花いっぱい運動（呼統）の概要

⇒蟹江：ヒアリング内容をまとめた資料の提出

○「緑の写真」の分類

⇒河村：写真の分類を表にまとめて提出
(中心街、既成市街地、郊外の分類が必要)

○研究員一人ずつ「緑の写真」を2枚選び、コメント(100文字程度)を書く

⇒横井、中村、蟹江、河村がそれぞれ2, 3枚の写真を選択

○11月4日(水) 13:30～ 都市センター14F 特別会議室で「特別・市民研究の中間報告会」があるので、それまでに一定のアウトプットが必要

⇒「提言」以外の「緑の写真に関する考察」「現状分析」「緑のまちづくり活動団体・制度の整理」の4項目をまとめる。

第8回 打ち合せ

日 時：平成21年9月26日(土) 9:30～11:30

場 所：名古屋都市センター

出席者：中村・蟹江・加藤・河村研究員

【打ち合わせ内容】

○各自、報告書の「はじめに」の文章を持ち寄った。最終的に加藤さんにとりまとめを行ってもらう。

○名古屋市の緑に関する取り組みや課題を考える場合、他都市の事例を調べ、比較検討することが必要ではないか。(加藤)

○どんぐり広場の活用策について、優良モデルとなる上山町と都心の事例とを比較検討し、管理者にインタビューしてみてもどうか。(子育て支援課)

○緑のまちづくりに関連する団体への取材をしてはどうか。①森づくり、里山づくり中心の団体と、②まちの緑の保全・創出活動中心の2種類の団体が考えられる。(河村)

○蟹江さんに調べていただいた小規模のまちづくり団体をリストに追加する。

○中村さんから、名古屋市の緑の保全・創出の活動に対する複数の改善策と提案がなされた。

○認定NPO法人の寄付、税制をまとめた冊子を配布した。(河村)

○11月4日にセンターで行われる市民研究の中間報告会では、研究報告書の目次案を示し、それをもとに、今取り組んでいる事柄を説明してはどうか。

第9回 打ち合せ

日 時：平成 21 年 10 月 25 日（日）9:30～11:30

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・中村・蟹江・加藤・河村研究員、西澤アドバイザー

【報告・資料提供】

○中村：ヒアリングを行う市民団体は、「なごや東山の森」、「なごや西の森づくり」がお勧めとの報告。

○中村：「みどりの年報 2009」のデータ報告。

○蟹江：「呼続花交換クラブ」の資料提供。

○蟹江：南区「呼続花交換クラブ」の花交換会が 11 月 28 日に開催されるので、参加できる研究員は参加してほしい旨の依頼。

○加藤：各種論文の提供。

【打ち合わせ内容】

○保存樹の分布図を作成すると面白い。（市内全域 or 地区を抽出）

○壁面をセットバックして緑を創出している敷地の固定資産税を減免できないだろうか。

○八事の緑の測定を行う。（グーグルアース？）

○11 月 4 日の中間報告の配布資料の内容を協議。当日のパワーポイントの資料を河村が作成し、事前に研究員・アドバイザーに送付する。

第10回 打ち合せ

日 時：平成 21 年 11 月 15 日（日）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【報告・資料提供】

○横井：中間報告会の意見に対する対応方針の提案。

○横井：「緑の写真（33, 62 番）」に対するコメントの提出。

○中村：緑のパートナー等に関するヒアリング結果の報告。

○中村：中間報告会の意見に対する対応方針の提案。

○中村：イチ押し緑の提案。

○河村：保存樹配置図の配布。

○河村：「緑の写真」の「都市センター賞」決定の報告。

【中間報告会の意見への対応】

○写真の分類方法

- ・基本的には現在の分類でよい。
- ・分類に至った経緯と各項目が持つ意味を説明する。

- ・研究員が選んだ写真のコメントなどで補足する。

○駅周辺のマンション建設に伴う緑の減少への対応

- ・現在の緑化地域制度を改正し、大規模なマンションやビルを建設する場合には、容積、居住者数などによって緑化面積を決定することなどを提案する。ベランダや通路にも緑は植えられる。

○どこに緑を集め、残していくべきなのか。

- ・緑の点在が必要

- ・どんぐり広場の芝生化、丈の短い雑草の放置。
- ・公開空地の緑化。企業が創出する公開空地の緑は、市民が触れ合えるものにすべき。
- ・保存樹制度の活用。
(現行：民間の樹木が少ない。工場内の樹木がない。面的な指定がない。申告制?)
- ・郊外の農地・農園の維持。
- ・公共施設である公園・街路樹の維持。街路樹の維持については、将来的には、軒先の民家や店舗が行うことも考えられる。

【打ち合わせ内容】

○市民団体へのヒアリングは、まずは、「なごや東山の森」と「なごや西の森づくり」に対して行う。

○NP0 法人イエローエンジェルの活動が面白い。(カレーハウス COCO 壱番屋創業者宗次氏が設立：中日ビルから東新町交差点までの広小路線の植栽活動など。)

○他都市の制度の事例は、緑の創出・保全という視点（特に保全）で、まずはホームページを中心に調べる。

○どんぐり広場については、都心部、住宅地のそれぞれの例をヒアリング対象とする。

○緑で覆われている敷地の間口の延長に応じて固定資産税を減免する。

○名古屋駅のホームや屋根、金山駅の壁面などの緑化が行えないか。

○「緑の基金」（寄付に対する税控除あり？）を活用し、緑の維持管理費の助成ができないか。

○提言は、①今でも実現できそうなもの、②法律等の改正が必要なもの、③将来的な課題となるもの、という3段階で整理する。

第11回 打ち合せ

日 時：平成21年12月6日（日）9:30～12:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・中村・蟹江・加藤、河村研究員、西澤アドバイザー

【報告・資料提供】

○横井：積水ハウスの「5本の木」計画の資料提供。

○中村：どんぐり広場に関する資料提供。

○河村：緑のまちづくり制度に関する「鎌倉市」「横浜市」「名古屋市」の比較検討資料を提供。

【打ち合わせ内容】

〈どんぐり広場〉

○どんぐり広場の半分は市有地なので、やりようによっては、緑の創出に期待が持てる。芝生化などできないか。

○また、子どもの親などが広場の緑を管理するシステム構築などが考えられる。

○どんぐり広場の事例調査とともに、管理者にヒアリングを行う。

都心部) 例：東陽どんぐり子供児童遊園地 (栄5)

例：古渡南部どんぐり広場(正木4(金山))

住宅地) 例：上山町どんぐり広場 (瑞穂区)

例：未定

〈市民団体へのヒアリング〉

○「なごや西の森づくり」へのヒアリングは、12月17日に決定。河村が場所と集合時間を調べ、参加者に伝える。

○「なごや東山の森」へのヒアリングは、12月26日に決定。中村さんが場所と集合時間を調べ、参加者に伝える。当日は、作業ができるように鎌を用意していく。

〈その他〉

○保存樹は申告すれば認定してもらえるのか。

○緑の保全、創出には、資金の助成と税の減免の2種類が考えられる。

第12回 市民研究Ⅰ 打ち合せ内容

日 時：平成21年12月26日(土) 14:30～16:00

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・中村・蟹江・加藤、河村研究員、西澤アドバイザー

【報告・資料提供】

○中村・河村：「なごや西の森づくり」のヒアリング結果の報告。

○中村：どんぐり広場に関する中区役所こども支援課へのヒアリング結果の報告。

○蟹江：呼続花交換クラブの活動報告。

○加藤：どんぐり広場型緑地制度の提言。

○河村：新聞記事(「駐車場緑化」、「駐車場内の貸農園」)の提供。

【打ち合わせ内容】

〈他都市との比較〉

○名古屋市は他都市に比べて緑の保全・創出活動が進んでいるのか。制度的なものは文献(「都市の緑化戦略(ぎょうせい)」など)で把握可能。しかし、緑は見た目と実感

が大切。

〈西の森づくり〉

○西の森の戸田川緑地は、どういう経緯・目的で水田を買収したのか。

○市民の力を使って、緑の創出、管理を行っていることは大いに参考になる。

〈保存樹〉

○保存樹の積極的な活用の意向や選定方法（申告制？）、保存樹林活用の可能性などについて市に確認してみたい。

〈八事地区の緑の減少量〉

○八事地区の緑の減少量の測定については、市が行った緑被率測定結果の活用や、プラニメーターでの実測を考えている。傾向がわかればいいのでそんなに厳密に行う必要はない。

〈どんぐり広場〉

○都心・既成市街地にあるどんぐり広場を緑化すれば、総面積はすごい（およそどれくらい？）。

○面積は小さいけれど、都心・既成市街地にまんべんなく分布しているどんぐり広場の特性を強調する提言にすべき。どんぐり広場の半分は市有地なので、緑の創出に期待が持てる。

○子どもの親などが広場の緑を管理するシステム構築などが考えられる。

○児童遊園地も規制緩和必要。

○どんぐり広場の事例調査とともに、管理者にヒアリングを行う。ヒアリングは人づてのあるところのほうが望ましい。

都心部）例：東陽どんぐり子供児童遊園地（栄5）

例：古渡南部どんぐり広場（正木4（金山））

住宅地）例：上山町どんぐり広場（瑞穂区）

例：くすのきどんぐり広場（昭和区）

〈みんなのアイデア公園（15箇所）〉

○整備する際に、ワークショップを開催し、住民の意向を反映。

○現在も、積極的に行っているのか。1区1箇所ですべて終了なのか。

○住民の意向を反映した整備をすれば、その後の管理も住民が積極的に協力する可能性がある。実際にはどうだろうか。

第13回 打ち合せ

日 時：平成22年1月17日（日）9:00～11:30

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・中村・蟹江・河村研究員

【報告・資料提供】

- 蟹江：くすのき・上山町どんぐり広場の管理者へのヒアリング結果報告。
- 河村：過去 10 年の公園整備費の推移に関する報告。
- 中村：みんなのアイデア公園に関するヒアリング結果報告。
- 中村：東陽町どんぐり子供児童遊園地の管理者への電話連絡に関する報告。
- 河村：八事地区の緑被率の減少量に関して、「緑の現況調査報告書（名古屋市）」の利用を提案。
- 河村：2 月末締め切りの報告書のタタキを作成。

【打ち合わせ内容】

〈くすのき・上山町どんぐり広場について〉

- ・調査内容をもう少し詳細に記述し、現状、課題、提言をまとめる必要がある。
- ・提言の内容としては、「どんぐり広場に常葉樹を植えることも考えられるが、冬の民家の日照を考えると、落ち葉は多くても落葉樹のほうがいい。広場の縁に低木を植えたり、下草を這わせることも大切である。どんぐり広場の要綱に盛り込めないか。」
- ・昭和区のふれあい公園（台町・天神・北山本町）についても、少し触れておいたほうがよい。

〈東陽町どんぐり児童公園について〉

- ・管理者へ電話連絡し、管理の内容が若干聞けた。

〈みんなのアイデア公園〉

- ・20 年前にスタートしたころは、こども会が盛んで管理してくれていたが、今は協力してくれる団体が少なくなった。
- ・台町ふれあい公園は、今でも近くの保育園が管理の協力をしてくれている。

〈報告書〉

- ・決められた様式に沿って、中間報告のデータや今まで研究員の方々からいただいたデータをもとに、報告書のタタキを作成した。今後、この報告書のタタキに肉付けをしていく。
- ・「現状分析」については、これまでのデータ整理や現地調査の蓄積があるが、「課題整理」と「施策の提言」の内容については、まだまだ不十分である。
- ・広小路線（中区役所～東新町交差点）の清掃活動について、蟹江さんが代表者にヒアリングできれば、報告書に追加する。
- ・「はじめに」の既存データを横井さんに送り、まとめてもらう。
- ・「わたしの好きな緑の写真募集」の分類の肉付けを河村が行う。
- ・「緑に関する基礎データ」について、今まで中村さんが作成されたものを一式にまとめてもらう。
- ・加藤さんの作成するどんぐり広場の「現地調査結果」、「課題」、「提言」を追加する。
- ・蟹江さんに南区呼続花交換クラブの現地調査のデータを送ってもらう。

- ・河村がまとめる八事地区の緑の減少量のデータを報告書に追加する。
- ・各自が調査した事柄の「課題」を①個人、②業者、③コミュニティ・市民団体、④行政、⑤その他の切り口で箇条書きにまとめる。(1月28日まで)
 - 横井：南区コミュニティガーデン、西の森づくり、東山の森づくり
 - 加藤：くすのき・上山町どんぐり広場
 - 蟹江：呼続花交換会、西の森づくり、東山の森づくり、くすのき・上山町どんぐり広場、広小路線、自宅周辺の現地調査、自らの市民活動を通じて
 - 中村：基礎データ、西の森づくり、東山の森づくり、東陽町どんぐり広場、アイデア公園、保存樹制度、自宅周辺の現地調査
 - 河村：呼続花交換会、西の森づくり、東山の森づくり、八事の緑被率の減少、保存樹制度、金山どんぐり広場
- ・できれば、上記に関連する「提言」についても箇条書きでまとめる。
- ・各自から提出された「課題」、「提言」を横井さんがまとめる。
- ・報告書の「おわりに」を各自、書いてくる。
- ・今まで集めた資料で、報告書の資料編に載せるべきものを提出する。
- ・報告書に載せる写真をメールする。
- ・研究員の「イチ押し緑」を探す。
- ・「イチ押し緑」のコメントを書いてくる。

第14回 打ち合せ

日 時：平成22年1月30日（土）9:30～11:30

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・加藤・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【報告・資料提供】

- 加藤：どんぐり広場の「現況」、「課題」、「提言」の提案。
- 河村：本編のタタキ台を提供。
- 河村から、本編の項目をまとめた一覧表を提供。
- 西澤先生：「一押し緑のコメント」と「提言」の提案。

【打ち合わせ内容】

〈どんぐり広場について（加藤）〉

- ・税の減免措置について、その内容を確認する必要がある。
- ・他都市の類似例を調べると面白い。
- ・どんぐり広場は、善意で成り立っていることをもっとアピールするべき。
- ・管理内容は、全市一律ではなく、管理者や地主が決められるようにすることが望ましい。
- ・利用者と管理者は近い方がよい。(学校、コンビニ、地元の会社)

- ・市の管轄の変更も検討に値する。(横浜市の企画総務課、松戸市のすぐやる課)
- ・どんぐり広場の名称変更も考えてみると面白い。
- ・区ごとの面積を調べる。
- ・他の資料から転載する場合には、すべて転載し、注釈を入れること。←すべてに言えること

〈呼続花交換クラブ・花咲く 12 番ホールの会について (蟹江)〉

- ・呼続花交換クラブと花咲く 12 番ホールの会は、一つの項目にする。
- ・概要、活動内容、課題、提言など、わかりやすくまとめる。

〈報告書のまとめ方〉

- ・「課題」の章は、「個人・業者・行政・・・」に分けるのではなく、事業・施策ごとにまとめて記載する。
- ・「提言」の章は、①緑を減少させない施策、②緑を増やす施策、③PR 方法の工夫、④住民の立場、⑤その他、の分類のままとする。

ただし、事業・施策ごとに「提言」をまとめ、分割しないで、いずれかの項目の中に入れる。どれにも該当しないものは、④住民の立場、或いは⑤その他、に入れる。

〈その他〉

- ・昭和区、守山区の自宅周辺の写真は報告書に載せない。
- ・保存樹制度については、河村がまとめる。
- ・公園予算のグラフは報告書に記載しない。
- ・金山どんぐり広場の管理者へのヒアリングは中止する。

第 15 回 打ち合せ

日 時：平成 22 年 2 月 6 日 (土) 9:30～11:30

場 所：名古屋都市センター

出席者：横井・加藤・中村・蟹江・河村研究員、西澤アドバイザー

【打ち合わせ内容】

- ・報告書 (案) をもとに、修正個所の議論を行った。
- ・今回の報告書 (案) には写真・図面が添付されていないので、必要な写真を精査し、報告書に添付する必要がある。
- ・第 3 章 「緑のまちづくり制度の整理と現状分析」において、データの経年変化を示す場合には、「平成 17 年から 20 年まで」のデータで統一する。
- ・第 4 章 「どんぐり広場の現地調査」にどんぐり広場と児童公園の区別の面積を示すため、各区役所民生こども課に問い合わせる。
- ・第 5 章 「呼続花交換クラブ」「ゆめ緑道ごきそ」の文章に、小見出しを付ける。
- ・第 6 章 「他都市の先進事例」をまとめる。
- ・第 7 章 「課題の整理」は箇条書きに統一する。

- ・第8章「施策の提言」も箇条書きに統一する。
- ・提言らしく、文言は断定形で締めくくる。
- ・どんぐり広場については、もう少し具体的な施策提言に落とし込む必要がある。
- ・河村が、本編、資料編を研究員と西澤アドバイザーに送付し、メンバーは次回打合せまでに修正すべき個所を考えてくる。

第16回 打ち合せ

日 時：平成22年3月14日（日）14：00～

【打ち合わせ内容】

- ・2月20日に送付した報告書（案）をもとに、修正個所の議論を行った。
- ・河村が、本日の議論を踏まえて、本編、資料編を修正し、研究員、西澤アドバイザーに送付する。また、概要版を作成し、同様に研究員、西澤アドバイザーに送付する。
- ・打合せは今回で最後とする。メールや電話で、最終調整する。

3. 「わたしの好きなまちの緑」の写真募集

写真  募集

わたしの好きなまちの緑

応募期間

平成 21年4月1日水 ▶ 5月15日金



(財)名古屋都市センター

